

# 平成29年6月 川棚町議会定例会会議録

(第2日目)

平成29年6月18日 日曜日 (午前10時開会)

出席議員 (14人)

1番	山口	隆
2番	田口一	信
3番	三岳	昇
4番	久保田和	惠
5番	毛利喜	信
6番	堀田一	徳
7番	堀池	浩
8番	波戸勇	則
9番	小谷龍一	郎
10番	高以良	壽人
11番	小田成	実
12番	福田	徹
13番	村井達	己
14番	初手安	幸

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事務局長	三	岳	昭
書記	石	川 純	一

説明のため出席した者の職氏名

町長	山	口	文	夫
副町長	山	口	誠	実
教育長	竹	下	修	治
総務課長 兼選挙管理委員会書記長	住	吉	克	己
企画財政課長	大	川	豊	文
地域政策課長	野	上	英	了
税務課長	川	内	和	哉
健康推進課長	成	富	浩	樹
会計課長	末	永	安	江
住民福祉課長	荒	木	俊	行
農林水産課長 兼農業委員会事務局長	照	本	茂	法
建設課長	廣	田	洋	一
ダム対策室長	福	田	多	肥
水道課長	太	田	啓	寛
教育次長	吉	永	文	典
行政係長	中	原	敬	介

## 議事日程

### 第1 一般質問

**議 長** ご起立願います。おはようございます。よろしく願います。ご着席ください。

ただいまの出席議員は14名です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

**議 長** 日程第1、一般質問を行います。

本定例会での一般質問の通告者は8人であります。これから通告順に従って質問を許可いたします。まず、山口隆議員。

**1 番 山 口** おはようございます。議席番号1番山口隆です。通告文に従って町長に質問をいたします。

「川棚町まち・ひと・しごと創生総合戦略」について。少子高齢化に伴う人口減少と、それに伴う地方の衰退に歯止めをかけるため、平成26年11月に国で制定された、「まち・ひと・しごと創生法」を受け、本町でも平成27年12月に「川棚町まち・ひと・しごと創生総合戦略」として、総合戦略が制定されました。そしてその中で、平成31年度までの5カ年間の施策が策定されたところでございます。

本町では、「総合戦略」に沿って、平成28年度から本格的に実施されており、本年度5カ年の折り返しを迎えることとなります。その間、婚活支援事業、移住・定住促進事業、子ども医療費助成事業、学校給食費助成事業、転入世帯へのゴミ袋支給事業をはじめ、子育て支援、移住・定住等の各種施策に取り組まれているところでございます。

今後も少子化対策や交流人口の拡大等に取り組み、本町の活性化のためにも、官民一体となり「まち・ひと・しごと創生総合戦略」に積極的に取り組む必要があると思われる。以下の5点について尋ねます。

現在までの取り組みについて、P D C Aサイクルによる検証は、どのように行ったのか。

2点目、平成28年度の白石保育所跡地の分譲宅地については、成果があがっていると判断される。今後もこのような事業に取り組む考えはないか。

3点目、安定した雇用の確保に向け、企業誘致のノウハウ取得のため「長崎県産業振興財団」へ職員を派遣しているが、本格的な企業誘致の取り組みはどのようにするのか。

4点目、本年度から川棚港埋立地の緑地工事が県営事業として実施されるが、交流人口の拡大に繋がるような整備を要望していく考えはないか。

5点目、今後の「総合戦略」の取り組みで、最優先の課題はどのように考えているか。以上でございます。

議 長 町長。

町 長 皆様、おはようございます。山口議員のご質問にお答えいたします。ただいま議員からは、「川棚町まち・ひと・しごと創生総合戦略」について5項目に渡ってご質問いただきましたので、それぞれ答弁をさせていただきます。

「川棚町まち・ひと・しごと創生総合戦略」は、まち・ひと・しごと創生法第10条に基づく市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略でありまして、国や県のまち・ひと・しごと創生総合戦略を勘案して、平成27年12月に策定をいたしましたもので、平成27年度から平成31年度までの5カ年の計画となっております。総合戦略に掲載されました各施策につきましては、総合戦略の策定段階でも活用できる地方創生先行型交付金がありましたので、その交付金を活用して、平成27年度には4つの事業を実施をし、そして本格的には、昨年度、平成28年度から取り組みをしてきたものでございます。

質問1のPDCAサイクルによる検証をどのように行ったかのご質問ですが、総合戦略の第2章、総合戦略策定の考え方の中で、施策の成果、効果、設定目標、いわゆるKPIの達成度により客観的に検証し、必要に応じた改善やKPIが達成できるよう、適宜総合戦略の見直しを行う、いわゆるPDCAサイクルによる検証を行うよう、このように義務付けされております。そこで平成28年度は、平成27年度に地方創生先行型交付金を活用して実施した4つの事業の評価を行ったところであります。その評価の手順といたしましては、事業担当部署で事業の進捗状況や設定目標の達成状況などを記載した川棚町まち・ひと・しごと創生総合戦略評価表を作成し、地方創生本部会議において、評価表による書面審査を行い、その後、外部有識者によって構成されております創生委員会及び議会の全員協議会において評価にかかる意見収集を行うという流れで検証を行い、その結果を平成29年度の予算に反映をしたところであります。そして現在は平成28年度事業の検証中でありまして、5月中旬に地方創生本部会議を、6月上旬に創生委

員会を開催し、評価を行っているところであり、今後議会の全員協議会で評価をお願いすることにいたしております。

続きまして②の白石保育所跡地の宅地分譲事業を高く評価をしていただき、今後も同様の事業を取り組む考えはないかのご質問であります。この事業は川棚町に若い世代の移住・定住を促進するため、白石保育所跡地を6区画の宅地に造成し、格安で町外の若者世代に分譲したもので、好評のうちに分譲を完了し、すでに3世帯が転入を完了し、2区画が建築中、残り1区画が間もなく建築着工の予定となっております。また、本事業の評価につきましては、平成28年度事業のため現在評価中ではありますが、創生本部会議、創生委員会の評価においては大きな成果があったと、一定の評価をいただいているところであります。今回の取り組みにつきましては、本事業が白石保育所跡地の利活用を検討していたこと、それから、総合戦略の施策として、若者世代の移住・定住を模索していたこと、そして、地元住民の要望とがうまくマッチングして実施できた事業であると、このように認識をいたしております。そこで、今回も同様の事業を取り組む考えはないかのご質問ではありますが、現状では分譲できるほどの遊休町有地がないことから、今のところ取り組む考えはございません。

続きまして③の、本格的な企業誘致の取り組みはどのようにするかのご質問にお答えをいたします。長崎県振興財団へ本年度から職員を1名派遣をいたしました。その目的といたしましては、町の姿勢では企業誘致がなかなか進まないことから、財団からセールスのノウハウを取得をすること、財団は長崎県への企業誘致の窓口となっており、さまざまな企業誘致情報が収集されていることから、その最新情報が得られるということ、派遣職員が大都市圏でセールスの実務研修をすることで企業とのパイプを作ること、そして本町が企業誘致へ積極的に取り組んでいる姿勢を示し、これまで以上に県や財団と連携して取り組むことで、本町の港湾埋立地に企業誘致を有利に進めることを目的として派遣をしたところでございます。すでに派遣した職員は財団職員と一緒に九州管内や都市圏などの企業訪問を実施をし、川棚港埋立地のセールスを進めているところであります。私といたしましては本格的に企業誘致に取りかかっているとの認識を持っているところでございます。そして今後具体的に進出希望の企業が出てきた場合には、町といた

しましてもそれに対応していく体制を整える必要があると、このように考えております。

次に⑤の、今後の総合戦略の取り組みで最優先課題はとのご質問ですが、優先的に取り組む施策はというご質問と捉えて答弁をさせていただきます。総合戦略では人口減少の要因であります少子化や晩婚化、若者の町外流出などを改善するための施策等をまとめたものでありますので、優先的に取り組む施策としては、子育て支援を中心とした少子化対策や、若者の働く場所の確保のための企業誘致とこのように考えており、これらの施策を最優先で進めていき、人口減少への歯止めをかけたいと考えているところであります。

次に④の川棚港埋立地の緑地工事が県営工事として実施されているが、交流人口の拡大につながるような整備を要望していく考えがないかについてであります。川棚港の百津地区の埋立地の県有地約11ヘクタールにつきましては、そのうち5ヘクタールについて防災機能を持った緑地広場を県営事業の港湾事業として平成27年度に基本設計、平成28年度に実施設計が行なわれ、本年度着工の予定となっております。緑地整備内容は、多目的広場2.9ヘクタール、緑地駐車場、アクセス道路を含め、全体で5ヘクタールの計画となっております。これまで本町として長崎県当局へ要望活動を行ったり、県の県北振興局の担当部署との協議を行うなど、機会があるごとに早期着工、早期完成に向けての要望を実施していたところであります。議員ご質問のとおり、交流人口の拡大は町といたしましても最重要課題と思っておりますので、引き続き長崎県に対しまして要望していく考えでありますので、ご理解をたまわりたいと存じます。以上、答弁とさせていただきます。

**議 長** 山口議員。

**1 番 山 口** 1点目のですね、PDCAサイクルによる検証ですが、これは昨年の11月18日の全員協議会でいわゆる個表と概要ですか、全体のいわゆる表一覧をいただいて説明を受けたところでございますが、この検証の結果ですね、いわゆる今年度は検証中ということなんですが、検証の結果ですね、現在非常に総合戦略に関するですね、予算、交付金が減っている中でですね、現実に事業の縮小とか、そういったことをですね、考えた点がある

のかどうかですね、この点をお尋ねしたい。

**議 長** 町長。

**町 長** 地域政策課長に答弁させます。

**議 長** 地域政策課長。

**地域政策課長** 平成27年度の事業、4事業がございまして、この事業につきましては町長が述べたとおり、平成28年度に評価を行ったということございまして、この事業の中で交付金がないから事業が縮小したというような、そういう事業は平成27年度の事業の中にはないということでございます。以上でございます。

**議 長** 山口議員。

**1 番 山 口** いわゆる、このPDCAサイクルというのはですね、計画を立て実行をやって、そしてもう1回検証をやって、その検証の結果を更に事業に反映していこうということですが、最終的に27年度分だけが現在はPDCAサイクルとして検証されいていると。その中にですね、この一覧表の中に取り組み中とか未着手とか、そういう形で我々は報告を受けたわけです。全協の中で。平成27年度の未着手の部分についてはですね、平成28年度から現実に実施されてきたのかどうか、その点をお尋ねしたい。

**議 長** 地域政策課長。

**地域政策課長** 山口議員のご質問にお答えいたします。平成28年度から本格的に事業に着手したということで、町のスタンスとしましては財源の方が、交付金がなかなかいただけないという状況から、予算確保ができたものから事業に着手するというふうな形で進めてきているところでございます。ですので、今現在多くの事業が着手できているわけなんですけど、まだ予算の確保ができていない、あと、事業数はちょっと今把握ができていないんですけども、かなりの事業が平成28年度着手ができていているという状況でございます。以上でございます。

**議 長** 山口議員。

**1 番 山 口** 次、2点目に行きますが、2点目でですね、白石保育所跡地の分譲宅地については6世帯分ということで、現在ほぼこれが完全に分譲が済んで、建築中その他進んでいるということで、本当非常にいい施策であったというように判断をいたしております。ただ、これはおそらくですね、町



の遊休地ということを考えればですね、なかなかないのか取り組みはできないという答弁でございますが、じゃあ遊休地がなければですね、空き家バンク制度ができたわけでございますが、例えばこの空き家バンク制度というのは、現に単に登録だけをして情報提供をしますというのが空き家バンク制度でございます。本町ですね。できればですね、この空き家バンク制度を活用してですね、町外の方と賃貸契約ができた分ですね、無闇にするのではなくて、仮に空き家バンク制度の中で町外の方がいわゆる賃貸契約を済ませる、その時点ですね、空き家に対するいわゆるリフォーム代等の補助ができないか。そういう点は検討したことがないのかお尋ねいたします。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 町長。

**町** \_\_\_\_\_ **長** はい、お答えします。今、空き家バンクを活用して、もし希望者があれば家賃の補助をすとか、ということのご提言がありましたけれども、実は現在川棚町で空き家バンク制度を進めておりまして、登録している件数が1件だけなんです。非常に残念ながら。空き家はたくさんありますが、空き家を誰かに貸したいというご意向の方が1件だけしかないわけですね。そういった状況では、今、議員がおっしゃるような制度の構築が非常に難しいということがございます。そして、もう1つ考えられるのが。以上でございます。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 山口議員。

**1 番 山 口** 空き家バンク制度ができたけども登録が1件のみと。なかなか賃貸契約には進まないだろうということなんですけど、その中でですね、やっぱり可能かどうかは別個にしてですね、せっかく空き家バンク登録制度をしたわけですから。その中にですね、町の方針としてですね、賃貸契約ができたという条件付きなんです。無闇に登録制度を、登録をしたからせろということではないんですけれども、賃貸契約ができた時点でですね、どうしても貸し手と借り受け手との間にね、若干この辺がと言われた場合に、じゃありフォームしますから借りてくれないですかと、そういう話が出てきた時に、じゃありフォームしましょうかと言った時に、その一部でも補助をしますよという制度ができればですね、バンクに登録して貸してみようかという人も増える可能性があるのではないかと思います。その点についてはどう考えておられますか。

**議 長** 町長。

**町 長** 今のご提言についての議論は、実はこれまで何回もいたしております。そういったことも事業として取り組む必要があるという認識を持っております。先程言いましたように、何せ1軒だけですので、今後、今おっしゃったようなことも含めて検討してまいりたいと思います。

**議 長** 山口議員。

**1 番 山 口** 企業誘致の件でございますが、本格的に取り組んでいるという認識であるということなのですが、できればこれについてはですね、早急に取り組む必要があるのではないかと。川棚町の人口動態調査ですね、こういうのを見ましてもですね、県外への転出者というのを見ればですね、ほとんど高校を卒業して進学をします。そして、そういう方がほとんどUターンができないと。だからそれで川棚の年代別の人口というのを見ればですね、20代が一番少ないわけですね。ということは一番活性化がある年代なんですよ。そういった意味からでもですね、単に連携して取り組んでますよじゃなくてですね、本当に真剣に取り組んでいただきたいと思うんですけども、町長どう考えておられるでしょうか。

**議 長** 町長。

**町 長** 先程も言いましたように、本当に真剣に取り組んでいると私は自覚をいたしております。今ですね、企業誘致の状況を見ていますと、先日も中村知事が突然関西関東地区に出張して、そして企業訪問などをされております。そういった中で、県内のいわゆる工業団地が佐世保とか、あるいは長崎とか川棚とかあちこちあるわけですが、これだけの広い用地は他にないということで、非常に県とかあるいは県の産業振興財団も前向きにとらえて誘致活動をしていって来ております。担当課長も随時県の産業振興財団に出向いていろいろ協議を進めておりますので、積極的に今後取り組んでまいりたいと、そのように思っております。

**議 長** 山口議員。

**1 番 山 口** この件は後でちょっと一括してまたお願いしたいと思いますが、4番目のですね、川棚港埋立地の緑化工事で、いわゆる交流人口の拡大につながるような整備を要望していくと、県にはいろんな形で要望していくということでございますが、これがですね、いわゆる創生総合戦略のです

ね、この冊子の中の18ページでございますが、その中にですね、効果が期待される取り組みとしてですね、オリンピック、パラリンピック競技合宿誘致事業というのが盛り込まれているわけです。2020年に開催される東京オリンピック、パラリンピック競技に出場する国等の合宿を誘致し、話題を創出し、本町の認知度アップを図りますと。これと絡めていけばですね、現在の県の計画での真砂土の舗装ではちょっとこういうふうなことの施策につながるのは非常に厳しいんじゃないかと。そういうことを考えればですね、人工芝、クラブハウス、それからナイター照明、こういったことを含めてですね、総合的に、積極的に要望していくべきであろうと私は思っているんですけども、町長どういうふうな考えでしょうか。

**議 長** 町長。

**町 長** はい、お答えします。まず、総合戦略の18ページに今議員がおっしゃったようなオリンピック、パラリンピック競技合宿のための事業ということで挙げておりますが、これについては実は大崎の自然公園交流広場、ホッケー場を想定してこの事業に取り組もうということで総合戦略に挙げて、そして現在取り組んでいるところでございます。したがって、今の今年度から着工されようとしております交流広場については、まだそういったことを想定をいたしておりません。これはあくまでも県営事業でありまして、県のいわゆる港湾事業として整備できる範囲が事前に決まっておりますので、今、山口議員のご提案のようなことをするにした場合には、これは町ができるのかどうか、いわゆる県有地でありますので、県有地の施設の中で町がそういった事業をすることができるかどうか、いろんな問題が生じてまいりますので、考えていないわけではありませんけど、そういったことは今後研究をしていきたいと、このように考えております。

**議 長** 山口議員。

**1 番 山 口** 確かに、県営事業というのは港湾事業ですから、港湾事業で防災機能を持ったいわゆる緑地広場の整備という県の方針でありますから、なかなかこれをいろんな形で付帯事業をしてくれというのは非常に厳しいと思うんですけども、じゃあ厳しいからと言ってですね、そのままの形で通すということが果たしていいのかどうかと。できれば、せっかくのチャンスで

ございますので、川棚町長はホッケー協会の会長も兼任されているんじゃないかと思えます。そういったことを考えればですね、ホッケー協会とかそれ以外の、例えば人工芝にした場合に使えるような競技でいけばサッカー競技とか、そういうような協会と連携を図りながらですね、要望をしていくという手もあるんじゃないかと思えますが、そういう点はどのように考えておられますでしょうか。

**議**            **長** 町長。

**町**            **長** この多目的広場についての活用方法についてはですね、例えばサッカー協会の方からとか、全面人工芝にしてくれないかとかいう要望はすでに受けております。そういったことで、今そういったものをどのようにして取り組むことができるか、そういった視点に立って検討中でございます。以上です。

**議**            **長** 山口議員。

**1 番 山 口** この緑地工事の件だけでやりたくはないんですけども、いわゆる今度の港湾の埋立地の人工芝ができればですね、川棚町に3面の人工芝のグラウンドがあるようになるわけです。これは仮定の話でございますけども。おそらく町村レベルでですね、3面の人工芝を持った町というのはそうないと思う。だから非常にですね、3面の人工芝があるというのは川棚町の特色がですね、全面的に出せるんじゃないかと、そういう気持ちもしているものですから。そして特に交流人口の拡大というのはですね、起爆剤になる可能性があるかと、ちょっとそういうふうを考えているものですから、その点を強く強くですね、要望していくような考えというのはないのかどうかですね。単に港湾事業ですから、要望はしますけども、県が言ったからお終いですよじゃなくてですね、この機会を捉えてですね、積極的ないわゆる要望活動をしていただきたいという気持ちがあるんですけども、どうでしょうか。

**議**            **長** 町長。

**町**            **長** この事業は、前にもちょっと経過を触れたんですが、実は計画ができたのは相当古い時期でした。それで、やっと県の方で着工しようとした場合に、ちょうど政権が民主党に変わりました、いわゆる港湾事業での公園整備ができないということになりまして、そして一度この事業は中断になったんです。私に代わりましてから、それぞれの国交省や先生方

にお願いして、計画があって進行しているものを政権が変わったから中断すると、できないということはおかしいのではないかと。直接当時の先生方に申し上げて、そしてやっとそれじゃあ続けてやろうということになりまして、その後自民党に政権が変わりましてから、今の事業が補助事業で、県営事業ですが、県が国から補助金をもらってできるようになったわけです。そこまで一所懸命取り組んでまいりましたので、県としてもそれなりの川棚町の希望を叶えてやろうという気持ちで、今の事業がやっと構築できたわけでありまして、したがって、今後のことにつきましてはこれまでの経過を踏まえて県にしっかりと要望していきたくて思っております。山口議員のおっしゃることは十分わかっております。県の中央部でもありますので、そしてJRも通っておりますから、子ども達がもしそこに大きなグラウンドができれば集まってくるだろうと、そういう予測は十分できておりますので、しっかりと取り組んでまいりたいと思っております。以上でございます。

**議 長** 山口議員。

**1 番 山 口** これはもう埋立地と別件の件なんですけど、交流人口の件です。今オリンピックの誘致その他があるんじゃないかと、合宿のですね。これを大崎の多目的広場ですかね、これを想定しての総合戦略であったということですが、これはどのような働きかけをされているのか。ちょっと何かされている事例がございましたらお答えいただければと思っております。

**議 長** 町長。

**町 長** 担当課長に答弁をさせます。

**議 長** 地域政策課長。

**地域政策課長** オリンピック、パラリンピックの誘致に関する働きかけをどのようにされているかというふうなご質問でございますが、やはりこういう取り組みにつきましては県を介して取り組むのが一番よろしいというふうなことから、県と一緒に取り組みを進めているところであります。今、行動としましては、県の担当者と東京の方の大使館とかございますので、そちらの方にお伺いして、そういう合宿誘致ができないか、そういうものを検討したり、今しているところでございます。以上でございます。

議 長 山口議員。

1 番 山 口 このオリンピックの合宿と言いましたらですね、ちょっと思い出したのがですね、ご存じと思いますが、2002年の日韓ワールドカップの時の大分県の中津江村でございますが、カメルーンのチームが合宿したわけですね、これも最後の最後まで来るか来ないか、非常に話題性が全国的になりましてですね、結果的にカメルーンが合宿に来たわけです。中津江村というのもご存じだと思いますが、日田市の山間部でございますが、考えようによっては川棚よりも非常に不便で利便性の悪い町かなと、こう言ったら失礼ですけども、そういう町ですね、やはり話題性のあるそういうふうな合宿を誘致できたわけですから、できればそういうことを考えればですね、川棚町というのははるかに中津江村よりは私は利便性その他があると思っています。そういうことを考えればですね、いろんな形で努力をしていくべきだと思うんですが、その点どうでしょうか。

議 長 町長。

町 長 今、担当課長がまだそこまではという話をしましたけど、ちょっと裏話をしてみますと、実はこの大崎自然公園交流広場の誘致先としてはですね、実は私自身はインドを想定しております。50年前にインドからくじゃく50羽もらったという関係から、くじゃく園が今日あるわけですので、インドというのは意外とグラウンドホッケーは強いらしいですね。だから、インド大使館に課長もすでに出向いてあいさつまではしておりますので、そういったことが実現できればと、こういうような思いで今取り組んでいるところであります。以上でございます。

議 長 山口議員。

1 番 山 口 5番目になりますが、取り組みの中でですね、やはり少子化対策、それから若者の町外流出防止と言うんでしょうか、いわゆるそれを両方とも取り組むべきであろうという答弁でございますが、若者町外流出という点に関していけばですね、3番目のやっぱり安定した雇用が働き先があるというのが第1条件だろうと。やはり、高校卒業していわゆる県外へ出ていった、転出した子ども達が帰りたいという思いをしながらですね、帰れないと。それは結果的に若い人達がUターンができない。そして、そういうふうな一番活力がある年代層の人口減につながっているのかという気がするわ

けですよ。そういったことを考えればですね、町としてもなんとか企業誘致はやっていただきたいと言うと同時にですね、じゃあ若者を町内に戻すようなですね、施策というのが、やっぱりやっていく必要があるんじゃないかと。例えば近辺の企業ともですね、あんまりやれば困るところも出てくるんですけども、連携しながらですね、川棚町がいわゆる通勤圏内ですよと、そんなことを呼びながらですね、川棚の子も就職できるような、そういうふうな取り組みというのが必要だろうと思いますが、そういった点はどのように考えておられるかお尋ねしたい。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 町長。

**町** \_\_\_\_\_ **長** 議員のご質問された地元企業と一緒にってというのはどういう意味なのか、もう1度お願いします。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 山口議員。

**1 番 山 口** 地元企業というのがですね、いわゆる川棚町ではですね、おそらく現在の高校を卒業する子ども達の受け入れ先というのは町内ではまず無理だろうと。そうすれば、地元というのは長崎県内の、特に川棚から通勤できるいわゆる佐世保とか大村、そういった企業にもですね、お願いすると。お願いすると言うよりも、そういったところもあるんですよということを、川棚のですね、子ども達にいろんな形でアピールしていく必要があるのではないかと。別に福岡その他にじゃなくて、東京でもなくてですね、やっぱりそういった場所でも十分な、いわゆる雇用の場があるんですよということを子ども達に、いわゆるキャリア教育としていろんな形でですね、そういったことも若い世代の時から情報提供ができないのかということでございます。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 町長。

**町** \_\_\_\_\_ **長** お答えします。山口議員のようにちょっと頭が回りませんが、答弁になるかどうかなんですが、今、町として企業誘致に取り組んでいるのは幸いにして港湾の埋立地という土地がありますので、そこに誘致をしようという姿勢で取り組んでおります。この企業誘致合戦は、佐世保市もあるいは他の町も、あるいは波佐見町でもですね、わが町にぜひ来てくれという、そういった姿勢で取り組んでおります。企業側としてですね、進出してくるためのいろんな要件というのがありまして、そこには人

材が豊富であるかどうか、これは今一番重要なポイントだそうでございます。特に、人材確保が難しいので、今川棚町内の企業はベトナムとかミャンマーから外人、労働者を雇い入れております。そういった状況であります。今、各学校に、いわゆる地元で働くようにというような話もありましたけれども、川棚高校はほとんど100%進学をいたします。子ども達は。だから、この圏域ではですね、大村工業、佐世保工業、あるいは有田工業、そういった工業高校が周辺に、通勤圏内にあるということで、川棚町は意外と企業誘致の候補地としては評価が高いというような状況でございます。そういった中で、先程の質問に対してはちょっと、どう町として取り組むべきか、今のところ浮かんでまいりません。以上でございます。

議 長 山口議員。

1 番 山 口 非常にこの企業誘致とかですね、若者をとどめておくというのは大変な努力を要してですね、なかなかこれを簡単にできるものではないというのは私も十分わかっております。そういった中でですね、今後の町づくりの中で、町長が言われた優先的に取り組みたいという課題がですね、少子化対策とか若者町外流出防止、こういったことを特に考えていると、それ以外にもあるじゃないかと思いますが、こういったことに対してですね、いわゆる今後具体的に何かこういうことを新たにしていきたいですよという考えがあればですね、それをお答えいただければと思います。

議 長 町長。

町 長 お答えします。新たに何か取り組むようなことはないかということでもありますけれども、基本的には「川棚町まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定しておりますので、この中から何を優先的に取り組むか、そういった中で財源の確保をどうするか、こういったことを考えながら進めていきたいと思っております。以上でございます。

議 長 山口議員。

1 番 山 口 以上で終わります。

(10 : 44)

議 長 ここで休憩をいたします。

(10 : 44)

(…休 憩…)



**議 長** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

**議 長** 次に、堀池浩議員。

**7 番 堀 池** 議席番号7番堀池浩です。通告に沿って2項目について質問します。

まず初めに、移住・定住促進のための発信力強化対策についてです。移住・定住促進事業として、平成28年度は、旧白石保育所跡地の分譲ですべて完売。6世帯の移住とすばらしい成果となったが、今後の移住・定住促進のための具体策が見えていません。

昨年10月に企画財政課では、長崎県川棚町移住・定住ガイドブック「のーんびり暮らそ！かわたなで」が作成されました。中身は移住を考えておられる方へ、観光・特産品・交通・子育て支援など多方面からのアピールポイントをコンパクトに、川棚の良さを冊子にまとめ、すばらしい内容になっている。その冊子は東京有楽町のふるさと回帰支援センター、県移住サポートセンターや本町のくじゃく荘に置いてあり、また東京川棚会で配布されていると聞いている。

あとは、本町からの発信力が課題となる。また、先日6月15日の長崎新聞の投稿欄に、本県の川棚の魅力は海に臨み展望がよく、くじゃく園や温泉施設、湾内に海水浴場もあり、特に夏場は素晴らしいところだと思う。もっと県内外にその魅力を発信すべきではないかと、南島原市の方が投稿されておりました。一番の発信力となるのが、現在本町に住んでおられる町民であり、その町民一人ひとりが川棚町の良さを実感し、家族や友人に発信していくことが必要と考える。そこで、本町のいいところ、暮らしやすさや通勤の便利さ・本年の子育て支援の取組・年間イベント等を、どこにでも貼っておけるようA3版1枚にまとめ、毎年、全世帯に配布して発信力を高めるようにしてはどうか尋ねる。

次に、小・中学校のトイレ洋式化について。昨年12月の議会において、トイレ洋式化について質問したが、「設計など準備はできているが、全国公立学校の耐震化工事が優先され、洋式化の補助交付がないため予定が立たない。」との答弁であった。しかし、洋式化率が川棚中学校は77.3%と高い中、各小学校は石木小学校が29.2%、川棚小学校が23.2%、小串

小学校は16.2%とあまりにも低い数字となっている。また、災害時には小・中学校の体育館は指定避難場所に、グラウンドは指定緊急避難場所になるため、高齢の避難者にとってはトイレ使用の問題が起きてくる可能性がある。そこで、川棚町として毎年各小学校で計画的に更新できないか尋ねる。以上、壇上での質問とします。

**議 長** 町長。

**町 長** 堀池議員のご質問にお答えします。まず、移住・定住促進のための発信力強化対策についての質問にお答えします。議員からのご質問にありました、川棚町への移住・定住ガイドブック「のーんびり暮らそ！かわたなで」、この冊子であります。平成28年10月に長崎県市町村振興協会の補助を受けて策定をしたもので、移住を検討されている方に向けて、きめ細やかな情報発信を図ることにより、本町への移住を促進することを目的として観光、特産品、交通、子育て支援など、本町のアピールポイントをわかりやすく取りまとめた冊子であります。この冊子は、移住を検討する方々がよく訪れる、先程議員からもありました、有楽町のふるさと回帰支援センターや、長崎県庁の長崎移住サポートセンターなどに配布をしてPRに寄与しているほか、合同移住相談会というのがありますが、その時に持って行きまして、相談の際に活用をしているところであります。この他、同じ補助事業を活用して、移住・定住専用ホームページも併せて作成し、情報発信に努めているところであります。このように、情報発信としての素材に関しましては充実を図り、取り組んでいるところでありますが、今後は議員ご指摘にあるとおり、その発信力が課題だということについては私もそのように考えておりますので、こういった素材をいかに実際ご覧いただくかが重要だと認識をいたしております。今回議員から一番の発信力となるのは、現在本町に住んでおられる町民の皆様であり、その町民の皆様方が川棚町の良さを実感し、家族や友人に発信していただくことが必要と考えるとご提言をいただきましたが、私も全く常々そのように思っているところであります。特に、いったん就職、進学等により本町を離れた方々に対して、ふるさとへの回帰を促すうえで、家族・友人・知人・親戚の方など、いわゆる身内の方々が本町のいいところや子育て支援を始めとするいろんな施策について改めて認識をしていただき、折

に触れて話していただくことは、町外へ転出された方々を再び川棚町に呼び戻すうえで効果が期待できるものと、このように思っております。そのようなことから議員からご提言をいただきました、本町のいいところを1枚にまとめたチラシを作成し、全世帯に配布をしてはどうかということにつきましては、今、議員のご意見を参考にさせていただき、ぜひ今後取り組んでいきたいと、このように考えているところであります。

次に、小中学校のトイレの洋式化についてのご質問にお答えいたします。議員ご質問の学校施設でのトイレの洋式化は、震災時の避難所として良好な環境確保の必要性から私に質問されたものと、このように理解しておりますが、確かに熊本地震では多くの学校施設が身近で重要な避難場所として大勢の地域の方々に活用された一方で、トイレや電気の確保など、さまざまな不具合、あるいは不便が発生したと、このように報道をされております。その後、国の有識者会議からの熊本地震の被害を踏まえた学校施設の整備についての緊急提言がなされておりました、その緊急提言では防災部局が中心となって教育委員会と連携し、学校施設ごとに避難所として求められる役割、備えるべき機能等を明確化すると共に、優先順位をつけて整備するようにと、学校設置者に町長の方から求めなさいと、こういった提言がまとめられております。そこで本町でもすべての学校体育館を災害時の避難所として指定しておりますので、まずは国の有識者会議の緊急提言に示されているように、避難所として求められる役割、備えるべき機能を明確化することから始め、そしてその中で体育館のトイレの洋式化については検討していきたいとこのように考えております。なお、各校舎のトイレにつきましては、教育長にお尋ねでございますが、これにつきましては議員もご承知のとおり、今、学校の補助事業が耐震化工事が優先されておりました、本町の洋式化のための補助事業には財源が回ってきませんので、計画はしておりますが、そういった補助金が枠が確保できてから取り組むことにしておりますので、ご理解をたまわりたいと思います。したがいまして、これまでの教育長の答弁はありませんのでよろしく申し上げます。

**議 長** 堀池議員。

**7 番 堀 池** このチラシの作成の件なんですけども、これは取り組んでいきたいという話があったんですけども、もしできましたならば早急にと言

いますか、早めにでも出していただければと思います。1枚のチラシというのが、私が思ったのは、せっかくの冊子も、あるいはホームページも川棚町に興味を示さない人には全く見えていないと。だから、川棚町にどう興味を持ってもらうか、というための町民の発信力を早く高めていただきたいなと思います。特にこのガイドブック、これは冊子になっています。あと町の実績というのが、広報かわたなに載ってくるんですけども、その事業内容とかそういうのは読んでも結局なおしてしまうというのが多いんじゃないかなと。提案しました、どこにでも貼れるというのは、うちの方ではよくこれを出してもらっているんですけど、こういうゴミの仕分けとか、こういうのは片面一面で貼れるようになっています。貼るとよく目につくということで、どこにでも張れるような、そういうのでぜひ企画、また発行までお願いしたい。また、費用の方もだいたい全世帯5,500世帯ぐらいですか、9万から10万という予算、1回作るとあとは7万以下ぐらいでいけるかと思うんですけど、それをお願いしたいと思います。このチラシ作成については、だいたい町長としてはどの辺でまず第1回の発行を考えておられるか、あるいは取り組みされようとしているのかお伺いしたいと思います。

**議 長** 町長。

**町 長** お答えします。先程堀池議員の話の中で、ご質問の中で、6月15日に南島原市の方が投稿された記事を私も読みました。あれは6月の11日にですね、山口県の川棚町と本町との、いわゆる川棚はさみっというのを海水浴場で開催をしまして、南島原から友達を誘って川棚に行ってみようということで、お友達と約束をされて見える予定だったんですけど、そのお友達は山口県の川棚町に行ってしまうわれたと。そして南島原市の方がいつまでたっても来らっさんねと携帯をいれたらそういうことだったと。私もその記事を見て非常にPR不足だなと、深く反省をしたところであります。そういったことから今、議員から、まずは家族の方に川棚町の良さを知ってもらって、そして親戚や友人に発信をしてもらおうという、そういった発想の中で常に家庭の壁に貼ってもらって、いつでも発信をできるような状況にするために1枚のいわゆるチラシにしたらどうかというご提言でありますので、きっと効果はあるだろうと思います。した

がって、早急に取り組みたいと思いますが、何せまだ予算がありませんので、まずは予算を確保することからしていきたいと思いますのでよろしくお願い致します。そして、もしいろんなご意見等ありましたら作成の段階で担当の方にもご提言をたまわりますようによろしくお願い致します。以上でございます。

**議 長** 堀池議員。

**7 番 堀 池** 続いてトイレの洋式化ですけども、先程言われましたように体育館を避難所として指定と。グラウンドも緊急避難場所として指定されています。私が特に3つの小学校で洋式化率が高い29.2%の石木小学校、それと一番低い16.2%の小串小学校の方に行きまして、確認をさせていただきました。3小学校の中で洋式化率が高い石木小学校、ここは体育館も屋外も洋式化は0。まして、私の感想なんですけど、屋外トイレはかなり老朽化して、ちょっと使用できるのかなという疑問がわきました。小串小学校は体育館、屋外どころか、校舎の3階のトイレは洋式化全くありません。また多目的トイレ、これも小串小学校にはないという状態であった。これでは避難される方々もですけども、生徒としても非常にかわそうだなという思いがありました。個々の役割とか機能、明確化せよということが来てるということであったんですけども、この洋式化率という数字だけではなくて、早急に設備などの実態を再度調査していただければと思いますがいかがでしょうか。

**議 長** 教育長。

**教 育 長** 今のご質問にお答えしたいと思いますが、トイレの洋式化、そういった便器の数とか、そういったことはもう把握しております、計画、設計の方もできております。校舎の方につきましては予算が付き次第ということで考えておりますけど、体育館のトイレにつきましても、堀池議員の言われたとおり、数も少ないんですよ。避難場所としてたくさんの方が避難されてきた場合、パンク状態になってしまうんじゃないかなと考えております。そうした場合どうするかということも、今後、考えていかなくはいけないと思いますが、簡易トイレを設置するにしても、他所の地域でも災害が同じように起きて、川棚町だけでなく起きるでしょうからですね、簡易トイレの確保についてもどうするかとかいう

こと、そういったことについても今後、検討していきたいと考えております。

**議** 長 堀池議員。

**7 番 堀 池** 今、予算がつき次第と言われましたけども、その予算としても補助事業で耐震化が行なわれて補助の方も回ってこないということなんですけども、だいたい1基が、1つ洋式化するのに1基が40万から50万で、これが4基替えることで200万ぐらいになるんですね。

予算の方はどうなのかといたら、もちろん補助が来ないかもしれませんが、先日の6月の広報でありましたように、ふるさと応援寄附金、これががんばっていただいて1,100万台になってきたと。教育の方で寄附があるのが230万ぐらいありますと、あと、町長おまかせの570ぐらいもありますという形で書いてありました。教育の方は奨学金とかそういうものに充当しますとありましたけど、こういうのを活用し、またそれに町の予算を少し入れて、せめて1つの小学校で3基ずつでも更新していくと4、5年で何とか60%近くいくかなという思いがするんですけどもいかがでしょうか。

**議** 長 町長。

**町** 長 お答えします。まず、学校施設でありますので、これはいわゆる義務教育の小学校でありますので、基本的には国が一番その責任を持って、施設整備についても対応するということから補助事業が実施をされております。補助事業があるのに町が単独で事業を起こすということは私はしたくないこう思っております。そのような財源が潤沢にあるわけではありませんので、やっぱり補助事業を活用したいというのが私の思いでございます。そういった中でぜひ補助を獲得することができれば、早急に実施をしたいと考えております。

それから、ふるさと応援寄附金、確かに28年度はやっと1,000万台を超えましたので、これについても応援をしていただく人をできるだけ増やそうという努力をいたしております。これはまたこれとしての使い道を今後検討していく必要がありますけども、当面は学校トイレについては補助事業を活用するというので、ぜひご理解いただきたいと思っております。

それから、体育館については本当にお粗末なんですね。これは学校現場か

らはなかなか体育館についての必要性はあまり感じないんですね。というのは、子ども達は各校舎のトイレを使いますので、体育館を使うということはほとんどありません。体育館を使うのは社会体育で使いますので、一般市民の皆様方であります。したがって、たぶん汚いなという思いで使われているのではないかと思いますので、さっき言いましたように、これは学校施設としての補助事業がありませんので、これはいずれにしても単独でしなければいけませんので、町の方でいわゆる災害対応という形で議員がおっしゃるように早急に進めていきたいと、このように思っております。以上でございます。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 堀池議員。

**7 番 堀 池** 今、町長の方から校舎の方は補助事業で、何とか補助を獲得したいという話がありました。体育館の方は町単でやっていくと。特に今言われたように、本当に私も現地を見た時にはびっくりしました。体育館のトイレなんかもベニヤでできているんじゃないかと思うぐらい、本当に暗く、使用もしたくないような状態でありました。また、屋外トイレの方も同じような状況でありました。何とかこの屋外と体育館に関しては早急に、特に災害というのはいつ来るかわかりませんので手を打っていただきたいなど。

もう1つ、先程校舎の方は補助事業ということだったんですけども、やはり前回質問してから半年しか経っていないんですけども、まだその補助事業の獲得というのは目途、あるいはこういう方法があるというのは見えてないのかどうか、教育長にお伺いします。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 教育長。

**教 育 長** まだ半年ということですので、そういった情報が入っておりません。また改修についての、いつ回ってくるかという情報もですね、こちらの方では聞いていない状況です。そういった状況があったらすぐ手を挙げてですね、改修に取り組めるように努力してまいりたいと思っております。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 堀池議員。

**7 番 堀 池** 今、確保の道がまだ見えていないと言われたんですけど、これはおそらく努力はされていると思うんですけども、県の教育の方との間

い合わせとか、その辺の協議とかいうのは進んでいるのでしょうか。

**議** **長** 町長。

**町** **長** 堀池議員からはこの質問は町長に対して質問されておりますので、教育長は答弁する必要はないんですが、私がいまいち分からない部分がありますので教育長に答弁させます。以上です。

**議** **長** 教育長。

**教** **育** **長** 県の方には要望書を上げているということですが、まだそういう返答が、返答というか財源確保の答えが返って来ておりません。以上です。

**議** **長** 堀池議員。

**7 番 堀 池** 県の方には要望書を出しているけど、回答が返って来ていないということなんですけども、2月の県議会の方でもこの洋式化率は進めるということでの回答があっています。また、要望書を出されている中なんですけども、もう1度県の方にも要望の方をお伝えいただいて、校舎の方も少しでも早く改修の方をお願いしたいと思います。以上、質問を終わります。

( 1 1 : 2 2 )

**議** **長** 次に、久保田和恵議員。

**4 番 久 保 田** 4番、久保田和恵です。通告文に従って質問を行います。

第1に、九州電力玄海原子力発電所再稼働について町長の考えを尋ねます。2011年3月に東日本大震災による東京電力福島第一原子力発電所事故が発生しました。東京電力福島第一原子力発電所のメルトダウンを伴う事象によって、大量の放射線物質が広範囲に放出され、立地自治体だけではなく、8万人を超える多くの住民が避難を余儀なくされました。事故から6年以上経過しているにも関わらず、除染と放射性物質処理、原子炉の事故処理や汚染水の処理、廃炉に向けての問題も解決していません。にも関わらず、原子力規制委員会は、九州電力玄海原子力発電所の3・4号機について、新規制基準に適合すると認め、平成29年1月18日原子炉設置変更許可を行いました。3月には長崎県は九州電力玄海原子力発電所3・4号機に関する住民説明会を行いました。が、運転免許証、学生証、本人の住所・氏名が確認できるものなど、本人が確認できなければ入場できないとの条件付きの中で



行われました。出席した住民からは安全性や避難方法に不安、疑問の声が多く上がり、再稼働に反対の声も多く寄せられました。原発より30km圏内の市町は、再稼働反対の意見書を提出されました。松浦市から5千人の避難者を受け入れることになっている自治体として、再稼働反対の意思を表明すべきと考えます。そこで、次の点について町長の考えを尋ねます。

1つ目、福島原発事故の原因の究明が明らかになり収束するまでは、再稼働すべきでないと考えますが、町長の考えを尋ねます。

2つ目、米国では避難計画がきちんと機能するかどうかも稼働の条件とされています。避難計画が自治体任せになっていることについてどう考えますか。

3つ目、福島原発事故の地震想定が甘かったという反省に立てば、さらなる規模を想定すべきと考えますが、町長の考えを尋ねます。

4つ目、原発施設に対するテロによる意図的な航空機衝突による火災や、北朝鮮によるミサイル発射をどう防ぐか、検証や対策が万全と考えますか。

5つ目、風向きによっては本町の住民の避難も考えなければなりません。川棚町は50km圏内であり、避難された方を県の指示に従って受け入れればよいという考えに固執していないか。新規制基準に適合すれば安全だとする新しい神話を信じていないか。人類と原発は共存できません。住民の安心、安全が確保できない限り、再稼働すべきではないと意思を表明する考えはありませんか。

第2に、教育長にお尋ねします。第2に、就学援助制度の改善について尋ねます。義務教育段階の就学援助は、学校教育法第19条において「経済的理由によって、就学困難と認められる学齢児童又は学齢生徒の保護者に対しては、市町村は、必要な援助を与えなければならない。」と規定されています。就学援助は、生活保護法第6条第2項に規定する「要保護者」と、市町村が要保護者に準ずる程度に困窮していると規定し、市町村教育委員会が認めた「準要保護者」を対象にしています。

子どもの貧困が広がる中で、文部科学省は「新入学児童生徒学用品等」について、国の補助単価を約2倍に引き上げと、支給時期については中学校は入学前でも可能であることを明示し、小学校については交付要綱を改正し、入学前の支給を可能にしました。そこで、次の点について教育長のお考えを

尋ねます。

1つ、希望に胸躍る新入学の春。しかし、子どもの6人に1人が貧困状態にあると言われている中で、制服や通学かばん、通学シューズや体操服、体育館シューズなど揃えるのに出費はかさみ、親にとっては悩ましい春と言えるでしょう。経済的理由で就学困難な児童生徒を対象に利用する就学援助制度の入学準備金を、5・6月支給から入学前に支給する自治体が急増しています。現在6月に支給されている入学準備金を、必要な時期に支給する考えはありませんか尋ねます。

2つ目、これまでは中学校入学前の者は「学齢児童」に該当するため補助対象としていましたが、今回、小学校入学前の子どもも可能だとする通知を都道府県教育委員会に出しています。取り組む考えはありませんか。

3つ目、国の基準では、クラブ活動費、生徒会費、PTA会費が盛り込まれていますが、本町は未だ認められていません。拡大する考えはありませんか。

第3に、奨学金について尋ねます。奨学金を受ける場合の内容に、品行方正、学業優秀、身体の強健な者とあります。品行方正、身体の強健な者を削除する考えはないかお尋ねします。以上です。

**議**            **長** 町長。

**町**            **長** 久保田議員の最初の質問の、九州電力玄海原発再稼働についてお答えいたします。九州電力玄海原発再稼働に関連いたしまして、玄海原発30km圏内8市町のうち、再稼働に反対しているのは、今年1月時点では佐賀県の伊万里市と長崎県壱岐市の2市でありましたが、現在では長崎県松浦市と平戸市が加わり、4市が反対の意向を示しているようがあります。そこで①の玄海原発を再稼働すべきでないとするが、町長の考えはどの質問でありますか、原発の所在する玄海町では、再稼働の前提となる地元住民の同意が得られたとして、また、佐賀県議会においても容認決議で住民理解が得られたと判断し、再稼働への同意を表明したとされており、再稼働の同意については、原発が立地する自治体と県とがどう判断するかが基本であると考えておりますので、川棚町長としての意思表示をする考えはありません。

②の避難計画が自治体任せになっていることをどう考えるかについてであ

りますが、この避難計画につきましては、原子力災害対策特別措置法第28条第1項の規定により、読み替えて適用する災害対策法の第40条及び第42条の規定によって都道府県及び市町村には、防災基本計画及び原子力災害対策指針に基づいて地域防災計画を作成することが求められており、長崎県では長崎県地域防災計画原子力災害対策編が策定され、川棚町でも県の計画に基づいて原子力災害避難受入計画を策定しているところであります。このようなことから、避難計画は法律に基づいて策定することとされており、計画の内容は地域の地理的条件や社会的条件により大きく左右されることから、法律に示すとおり自治体が策定すべきであると、このように判断をいたしております。

③の福島原発事故の地震想定が甘かったという反省に立てば、さらなる規制を想定すべきと考えるが町長の考えはとの質問であります。福島第一原発事故の教訓を踏まえた新規制基準の策定や、再稼働申請の許可に関する権限は原子力規制委員会に委ねられており、原発は国のエネルギー政策であるため、町長としてのその考えを示す立場にないと、このように存じます。

④の原発施設へのテロによる意図的な航空機衝突による火災や、北朝鮮によるミサイル発射をどう防ぐか、検証や対策が万全と考えるかについてであります。本町においては川棚町国民保護計画を策定し、緊急事態に対応するための町の責務について定めておりますが、武力攻撃や北朝鮮対策については国防政策であり、国の責務であるところのように認識をいたしております。従いまして、ただいまのご質問に対して考えを示す立場にはないとこのように存じます。

⑤の風向きによっては本町の住民の避難も考えなくてはならない。人類は原発と共存できない。住民の安心、安全が確認できない限り、再稼働すべきでないとの意思を表明する考えについてですが、この件につきましては、風向きによる住民の避難については原子力災害対策指針を示している国や県、関係市町、防災関係機関と連携して対処していく必要があると考えております。しかし、再稼働に同意するとか反対するとかの、いわゆる同意権については先程も言いましたように、原発が立地する市町村とその県にしかないとこのように認識をしておりますので、再稼働の可否についてはその意思表示をする考えはありません。以上、答弁とさせていただきます。

**議 長** 教育長。

**教 育 長** 久保田議員の2つ目のご質問、就学援助の改善についてお答えいたします。1番と2番につきましては関連ありますので、併わせて回答いたします。

小、中学校の入学にあたっての費用、ランドセルやかばん、制服等、かなりの費用になり、経済的に困っている家庭では大きな負担であり、入学前に準備金を受給できれば大いに助かると私も認識しております。現在本町準要保護の認定の流れは、1月に各学校にお知らせをし、各家庭に周知し、申請書を提出してもらいます。2月に申請を締め切り、3月の教育委員会で審査及び決定をし、4月に認定通知書を発行、発送ですね、そして6月に支給を行う流れになっております。

ご質問の新入学準備金については、小学校では2月の入学説明会で就学援助の制度の周知を行い、4月に在籍確認をした後の入学式以降に申請受付、審査、認定する流れとなっております。支給については、今年度は5月に県から特別支援教育就学奨励費の補助基準が示されたことから、例年より若干早くなりましたが、補助基準の提示を待って金額を決定しており、認定から時間がかかることにはなっております。決定次第速やかに支出しております。

入学準備金の新入学者の支給については、平成29年の3月に文科省から通知のあった平成29年度要保護児童生徒援助費補助金についてで、小学校入学前の就学予定者への新入学児童生徒学用品費補助金の支出について明記されたところです。この通知では、今までは小学校入学者のものは学齢児童に達していないことから補助の対象となっていないため、入学前に要保護児童生徒援助費では支出ができなかった新入学児童生徒学用品費を、市町村においても援助の必要な保護者に対して必要な時期に補助の実施ができるよう対応をお願いされたものです。現在入学前に学用品費を支給している県下自治体は長崎市、五島市で行われているようです。全国においては60の自治体で行われていると聞いております。今後、この要保護の補助制度が改正になり、また、国からの通知があったことから、入学前に学用品費を支出する市町も増加することが考えられます。本町でも入学前に支給できるよう前向きに取り組んでいきたいと考えてはいますが、

次の3つの課題を解決して取り組んでいきたいと思えます。

1つ目、これまでは支給対象世帯かどうかを入学前年の世帯所得で判断していたが、前の前の年、前々年の所得を基に対象世帯を判断できるか、それを検討したいと思えます。

2つ目、事務手続きを11月ぐらいから前倒しすることができるか。こちらの事務方の事務手続きの問題ですので、これについてはかんばって取り組んで行けるのではないかと考えております。

3つ目、新入学児童生徒学用品費を受給した後に、他市町へ転出したケースもあり、それにどう対応するか。これについては受給を受けた世帯がですね、他市町に転出したというケースが報告を受けておりますので、そういったケースも無きにしもありませんので、それについてどう対応するか考えていきたいと思っております。

これら3つの課題に対して今後検討し、他市町の状況を見ながら、本町でも入学前に新入学児童生徒の学用品費が支給できるように前向きに取り組んでいきたいと考えています。

3つ目のご質問にお答えいたします。要保護の支出項目の中にはクラブ活動費、生徒会費、PTA会費が加えられています。しかし、準要保護については、市町村の独自の基準に委ねるとのことになっています。現在本町では準要保護に対し学用品費、新入学学用品費、給食費、修学旅行費、校外活動費、医療費を支給しています。議員のご質問の準要保護にもクラブ活動費、生徒会費、PTA会費を加えられないかのご質問については、仮に援助することで要保護の補助基準を用いて算定した場合、準要保護の対象者は現在川棚町で154名おります。この154名を計算してみますと、約300万円ほどの支出が余分にかかるということになっております。本町の厳しい財政状況を考えると難しいと思えます。まずは現行の支給水準を維持することが重要かと考えますので、これらの項目を追加して支給する支給内容を拡大するという考えは、今のところありません。

続いて3番目のご質問、奨学金についてお答えいたします。本町の奨学金は教育基本法第4条第3項の国及び地方公共団体は能力があるにも関わらず、経済的な理由によって就学が困難なものに対して奨学の措置を講じ

なければならぬとの規定に基づいて、金銭の貸与を行っている制度であります。議員ご指摘の表現は、昭和39年に制定されたものであり、ご質問にある品行方正、身体強健については、今の時代には沿わない表現でもあるように感じております。今後、表現を改めたいと考えていますが、奨学金制度はあくまでも能力がありながら、経済的な理由により学費を納めることができない、進学することができないといった生徒、学生に対する制度ですので、その制度の主旨を逸脱しない範囲での表現を検討したいと考えています。そして、この項目の表現で能力のあるものが申請をためらうことがないような表現に改めていきたいと考えております。以上、私の答弁とさせていただきます。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 久保田議員。

**4 番久保田** では、順を追って再質問していきます。私は、1点目の質問は町長としての意思表示をする考えはないというふうに回答されましたけれども、私は単純に町長は今、福島第一原発事故が原因の究明が明らかになっているか、それと収束していると考えていらっしゃるのか。そこを併せて、そして町長の考え、再稼働をするべきではないと思いますがということをお尋ねしたんです。福島原発が再稼働するに至るような原因究明されているか、収束しているかはどうお考えでしょうか。そこによって再稼働の考えも自ずと変わってくるのではないかと思うんですけども。もう1度お尋ねします。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 町長。

**町** \_\_\_\_\_ **長** 久保田議員の質問にお答えします。まず、今の質問に答える前にですね、今回の久保田議員の一般質問が川棚町議会での一般質問にふさわしい質問なのか、私は疑問を感じています。なぜならば、この一般質問というのは川棚町の行財政全般に渡って、議員が主導して、そして政策を明らかにしていくものだと、このように理解をしております。一般質問する場合には当然通告制でありまして、しかも議長の許可を得て、そして質問をするわけです。今回は、質問された内容はですね、川棚町が避難場所になっているからという前提の中で質問をされております。しかし、質問されている内容はその避難計画と全く関係ない質問をされております。だから、私は議長にも問いたいんですけど、果たして今回の一般質問が川

棚町議会の一般質問としてふさわしいのかどうかということ、前もって申し上げておきたいと思います。

今、福島原発の収束についてはどうなのかと、全くそういったことを久保田議員の質問に対して答えようという考えはありません。それは皆さんで判断されるべきだろうと思います。先程からの再稼働に同意をすとかしないとか、そういった質問をされておりますけど、実は反対を表明された松浦市の市長は反対を表明したけれども再稼働に対しての同意権がないので、同意権を国に求めたいという発言をされております。平戸市長はその同意権は国には求めないと、しっかりと避難計画を策定していきたいと、こういった発言をされていると新聞記事があります。そもそも、この6月14日の長崎新聞によれば、再稼働を反対されている230名の住民の皆様方が、再稼働の差し止めを求めた仮処分の申し立て、これが佐賀地裁で判決が出まして、これについては原発の安全性に欠けるとは認められないとして、この差し止めは認められておりません。申し立てを却下されております。もちろん反対をされている団体の皆様方は福岡高裁に抗告をされているだろうと思います。そういった状況の中で、川棚町長が再稼働に同意すとかしないとか、そういった議論が深まっていくでしょうか。私は久保田議員の質問に対して、これ以上答える考えはありません。

**議 長** 久保田議員。

**4 番久保田** 私は残念だと思います。町長の意思表示、今、国会の中でも頻繁に飛び交っている付度ということ、それを私は町長に感じます。県とか国の方ばかりを見て、松浦市長も壱岐市長も平戸もですね、壱岐市長は住民の人達を避難させることができないと。結局ですね、玄海原発30km圏内には、有人の離島が21あるんですよ。原発事故の際は2万7,000の全島民を避難させる検討中の壱岐ではですね、結局渡し船7隻で133時間、5日間かかるんですよ。そういうふうになってますし、松浦市もやっぱり福島大橋を渡って伊万里市を通過して避難する、そういうふうに道が一本しかないところで渋滞をしてしまう。私達は逃がすことができない、自分達は住民の安全、安心を守ることができないという市町の首長さんがですね、そういうふうにご考慮なら、私達は受け入れ側としても、そういうふうにご考慮すべきで、国の政策、確かに佐賀地裁は

再稼働をいいと言いましたよ。でもですね、玄海原発で一度事故が起きたら玄海町だけの問題でしょうか。佐賀だけの問題でしょうか。それはどこまでも飛散するというのは、福島原発でも十分認識されたと思いますよ。だから、立地している自治体の問題であると、意思表示する意思もないというのは私はおかしいと思います。もう1度質問をします。

**議**            **長** 町長。

**町**            **長** お答えします。その再稼働等々について全く先程答弁したとおりであります。考えはありません。たった今ですよ、議員が最初に質問されている背景の中では、避難者を受け入れる自治体としてどうなのかということで、避難計画に対しての質問であればしっかりと答えていきたいと思いますが、原発の再稼働云々ということについては、先程も言いましたように佐賀地裁の判例も出ておりますし、そういったもので皆さん方が判断をされるべきだと。町民の中には久保田議員のおっしゃるような思いを持っていらっしゃる方もいらっしゃるれば、そうでない方もいらっしゃいます。そういった状況の中で川棚町長が反対だ、賛成だと言う状況ではありません。しかもそういった知見を私は持ち合わせておりません。今、久保田議員の質問は久保田議員個人の考えを私に押しつけようと、そういったことをされているような気がしてなりません。以上でございます。

**議**            **長** 久保田議員。

**4 番久保田** そして先程議長に対してもおっしゃいましたよね。この一般質問に相応しくないようなことを受け入れた議長に対しても考えがおかしいと自分は考えると。私は、原発事故は国民一人ひとりの問題であって、どこに住んでいようと私達は反対する、再稼働は危ないと、そういうふうに言う権利はあると思うんですよね。だからそしたら私達は、本町は松浦市の5,000人近い人達を受け入れる側だけだから、そういうことも言う必要はないとおっしゃいますが、じゃあ今までずっと計画的にやられてきた避難計画で、松浦市の住民の方達を全部受け入れられるという自信はありますか。今までずっと見てきたら、健康な人達、中学生、それから区長さんとか、バス1台で何十人かずつが避難されてきたんですよ。それで、私は以前からもずっと質問してますが、5,000人の中にいろんな方がいらっしゃるわけですよ。人数、年齢も病歴も、子どもであれお年



寄りであれ、介護施設にいる人もいるでしょうし、老人ホームにいる人もいるでしょうし、そういう人達を安全に受け入れきれないならば、やはり一般質問にも値しないような、そういう言い方は失礼じゃないでしょうか。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 町長。

**町** \_\_\_\_\_ **長** お答えします。値しないとは言っておりません。ふさわしいのではないかと疑問を感じると、こう申し上げました。そして議長はですね、おそらく避難者を受け入れる自治体であるという前提があったから、この一般質問を許可されたのだろうと、私はそう理解しております。したがって、本来であれば1から5まではそのことについて質問すべきであると、こう思うわけですね。ところが避難と全く関係ない質問をされておりますので、それに対しては、私は権限がありませんので、答える考えはありません。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 久保田議員。

**4 番久保田** 権限がないのはうちの町だけではないと思いますよ。壱岐市だって、平戸だって、松浦だって、糸島ですかね、伊万里市、そういう人達だって関係がないと言われれば関係ないと思いますよ。けども、やはり住民の命を先に優先して考えられた結果だと私は思います。だから、じゃあ私はですね、じゃあ5番目だったら町長の考えがお聞きできるんじゃないでしょうか。私達のところは50キロ圏内にある町です。私達が、もし風向きが北向きになったらですね、私達はまともに受けるんですよ。205号線は議長達が一所懸命、国にも県にも陳情をしたり出向いたりされていますけど、まだ改善がなされてません。私達町民が、1万4,000以上の町民がですね、安全に逃げるかどうか、ここのことを考えれば再稼働すべきではないと、そういうふうに私は思うんですけども、これでもお答え願えませんか。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 町長。

**町** \_\_\_\_\_ **長** 先程も言いましたように同意権というのは、立地市町村とその県というふうに判断をされますので、私はそれに対して賛成だ反対だという考えを申し上げることは考えておりません。以上です。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 久保田議員、この件に対しての答弁は、町長は答弁をしてま

すので、これが1つの見解、答弁として位置付けて、それ以上の議論は考え方の違いですから。ですから次に移られて、これ以上同じ議論をしてもたぶん論点はかみ合いませんよ。議事整理上判断しても。

**4 番 久 保 田** わかりました。どこまで行っても平行線で、ただ私の考えを押しつけるものだというふうに町長は先程おっしゃいましたので、私は押しつけてでも再稼働に反対の意思表示をして欲しいと思いました。そう思います。だって福島原発の現場ではですね、毎日6,000人の人達が作業をしているんですよ。川棚町の生産人口は、平成27年は8,020名ぐらいですよ。それに近い人達が毎日していても収束できない。そういうところを、うちは立地自治体じゃないからということでおっしゃるなら、本当に私は町長の人間性をがっかりしました。どこまで行っても平行線です。次は次の質問に移ります。いいでしょうか。

次は教育長にお尋ねします。今度、国がですね、入学準備金を小学校が2万470円から4万600円に、中学校では2万3,550円から4万7,400円に引き上げました。私はこれを確認しますが、本町の準要保護の子ども達に、保護者にとってもこれと同じ額を支給されますか。

**議 長** 教育長。

**教 育 長** 本町では、小学校の準備金として4万600円、中学校の方では4万7,400円支給しています。以上です。

**議 長** 久保田議員。

**4 番 久 保 田** 国がこれだけ上げたということは、いかに入学準備金がお金がかかるかということがわかります。でもこの金額はですね、中学校にしてみれば制服のお金ぐらいで、あと、まだかばんとかいろんなものが要って、本当に10万ぐらいが必要なんですよ、だからこれをここまで引き上げたというのはやっぱり子ども達の貧困が広がっているということを国が認識したことだと私は思っております。それで、子どもの就学援助の準備金のことですね、年度別にこうおっしゃいました、1月に各学校でやっている。けども、これではきついということで、先程おっしゃった、全国でも60の自治体で行われている、県下では長崎市と五島市で行っているということでしたから、この他所でやっていることがなぜうちはああいうふうな、何て言うんですか、経緯を踏まないとやっていけないんで

しょうか。お尋ねします。やれるはずだと私は思うんですけども。

**議 長** 教育長。

**教 育 長** 今のご質問にお答えしたいと思います。今まではそういった取り組みについては、札幌か、私の記憶違いかもしれませんが、北海道の方の市議会の方で質問が出て、前倒しにして、それが国の方にも認知されて広がっていったものと考えております。本町でも先程3つの課題言いましたけど、それがクリアできれば実施に踏み切れると考えておりますので、実施の方向で考えております。

**議 長** 久保田議員。

**4 番 久 保 田** 例えばですね、九州管内では福岡市がこれまで入学後に認定して7月に支給でしたが、入学の適当な時期に支給することができると思っています。その時にですね、やっぱり学用品の購入時期への配慮はもちろん子どもの貧困対策であり、効果としてその保護者への経済的支援が図られたと早めた理由を挙げています。そして先程心配なさっている、その受給を受けた人が他の市町に転校したっていうところもですね、どこに行ってもそれは必要なことだったんだから、ここで支給しましたら転校した先の自治体にここで支給をしましたと連絡をすれば、向こうではそれでできないことですから、それは簡単なことだと思います。それで解決がつくと思いますのでね、是非していただきたいと思います。

それから、小学校前の入学準備金、これが要保護児童生徒援助費補助金及び特別支援教育就学奨励費補助金交付要綱の一部改正によって、その今までは中学校入学前の子どもに限られていたけども、小学校入学前の子どもにも適用されるということが通知としておりてきております。この五島市がやれているのはですね、入学の説明会を12月にやっているということです。だからこの説明会を早めればいいことですし、私達は幸いにですね、本町は入学前の5歳児検診というのをやっております。そこでも私はつかめると思います。だから6人に1人が貧困な状態であって、その貧困の格差がですね、やっぱり教育の格差になってはいけないと思います。川棚町の子ども達、川棚にはスクールソーシャルワーカーという方の、県の、派遣されている方がいらっしゃいますから、どのくらいの貧困というのはつかめてますでしょうか。やはり、全国平均の6人に1人が貧困状態です。それと同等でしょう

か。

**議** 長 教育長。

**教 育 長** 今のご質問ですけど、川棚町内の児童生徒1, 186名おります。そのうち家庭数が933あります。その中で、生活保護受給の家庭が12件、準要保護の家庭が132件あります。ですから、川棚町としてはかなりの子ども達が貧困の状況にあるんじゃないかと考えております。それに併せてひとり親世帯もですね、かなりおりますので、そういったことも子ども達にいろんなことで影響しているんじゃないかと認識しております。以上です。

**議** 長 久保田議員。

**4 番 久 保 田** やはり、生活保護世帯にはですね、その医療費の扶助とか住宅費の扶助とかいうのがありますので、やはり準要保護の家庭の方が厳しいんだと思うんですね、しかも、貯金が全くないという家庭が全国的な平均でも30%を超えている。そのひとり親家庭の平均はですね、長崎県の調査によると全国平均は10.0%ですけど、長崎県はもっと。逆です、全国平均は7%ですけど、長崎県は10.何%。やはりひとり親家庭が多いというのがうかがえます。

町長は5月号の広報で載っています施政方針の中で、小中学校のICTを活用した教育の充実も謳っていますが、やはりそれは教育現場で入ってやっと平等であって、やっぱり貧困家庭の子ども達はスタートラインからもう差がついてるということを私は思うんですけど、町長はどう思われますでしょうか。いや、教育長です。

**議** 長 教育長。

**教 育 長** 私も久保田議員がおっしゃるとおり、やっぱり教育というのは平等に受けるべきだと考えております。ただ、経済的なことにつきましてはですね、各家庭の事情で、私達は深く突っ込めないこともあります。そこは各保育所、こども園と連携しながら、特別支援教育の充実ということですね、一人ひとりの子ども達が、子どものどんな支援が要するのかなんかのをですね、見ながら関わっていきたいと考えております。

**議** 長 久保田議員。

**4 番 久 保 田** 先程、国の基準でクラブ活動費、生徒会費、PTA会費を私

は入れて欲しいと、拡大して欲しいと言いました。その時に、私は取り消して欲しいと思うんですけども、その準要保護154名分の300万円程度の支出がですね、余分にかかってくる。余分にかかってくるという発言は、私は取り消して欲しいと思います。やはり、子ども達にかかる経費がですね、余分なものはないと思うんですね。300万円注ぎ込んで、それが将来子ども達が夢を持って学習できて、そして町に対して税金を納める。そういうことになる方が大事で、そうなればこの300万円なんてすぐ返していきますよ、子ども達は。やっぱり貧困の状態にある子ども達の、一番私達が見ていかなければならないのは、子ども達に対する調査ですね、そういう状態にある子ども達は、夢がないというふうにアンケートで答えているんですね。子ども達が夢がないということをお知らせということ自体が、私は問題だと思うんです。やはり私達、この町は、やっぱり子育て支援は、先程も前任の、前の議員さん達がおっしゃったように。

**議 長** 質問は簡明に行ってください。

**4 番 久 保 田** はい。おっしゃったように充実していると思います。充実している中でもやはり厳しい状況に置かれている子ども達があるというふうに思っていて欲しいと思います。だから、余分にかかっているということは撤回していただけますでしょうか。

**議 長** 教育長。

**教 育 長** 言葉の、不適切な発言だったと思います。撤回させていただきます。ただ、うちの準要保護の認定につきましては他の町、例えば佐々とかクラブ活動費を認定しているんですけど、準要保護の認定基準についてはうちの方が緩いというか、認める方ですね。佐々の方が計数が1.0、うちが1.3ということで、数は多く認定しています。ですから、その数を確保するというのが私は今、大事かなと思っているところです。以上です。

**議 長** 久保田議員。

**4 番 久 保 田** 数の確保も大事です。そして佐々町が1.0、私達のところが1.3で高いというふうに、許容範囲が広いというふうにおっしゃったと思います。でもですね、今、最低賃金が長崎県で715円、あとパートで働いても、やっぱり13万か14万ぐらいのお給料で子育てをなさっているん

ですよね。だからやはり、長崎新聞にも出てました、その川棚町はモデルでこの計算ではできないので、金額が示されてなかったんですけども、やはり1.3倍は他所としていいかもしれません。でも1.5倍のところもあるんですから、そののところが認識して欲しいと思いますし、やはり子ども達を幅広く、そしてやっぱり平等な教育が受けるように努力して欲しいと思います。

最後の奨学金のことですね、以前も、私は前回でこのことは質問しました。そして検討してみるという答弁でしたけども、ホームページを開いたらそのまま残っていた。けども、これは今の時代にそぐわないものだから検討していこうというふうにおっしゃってくださいましたので、よろしく願います。以上で私は終わります。

(12:09)

**議** 長 ここでしばらく休憩をいたします。

(12:09)

(…休 憩…)

(13:10)

**議** 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

**議** 長 次に、田口一信議員。

**2 番 田 口** 議席番号2番、田口一信です。3項目について質問をいたします。

1項目目、有害鳥獣対策の強化についてであります。農作物を食い荒らすイノシシなどの有害鳥獣は、一向に減る気配がありません。有害鳥獣による被害は、農家の営農意欲を低下させ、結果的に耕作放棄地が増えてそれによってまたイノシシなどの生息環境が広がるという悪循環にもなっていると考えられます。そこで、有害鳥獣対策に関して3点質問いたします。

1点目ですが、有害鳥獣対策の手段としては、防護柵を設置する方法の他に、捕獲して駆除するという方法があります。すなわちその駆除、すなわち殺すことは狩猟免許を持っている人しかできないのですけれども、罠を見回るとか、餌を補給するというようなことは免許を持っていない人でも出来るわけなので、最近では狩猟免許保持者と、それを補佐する人で組織をする「捕

獲隊」というチームがある自治体が増えてきております。そしてその自治体もそのチームに対して箱罾を貸し出すとか、エサ代を補助するとか、あるいは捕獲隊員に対して安全講習をするなどの支援をしておるわけでありまして。本町でも前年度、平成28年度末に、猪乗と下組の2地区で組織されております。しかし、この「捕獲隊」は、狩猟免許保持者の対応能力の関係とか、あるいは隊員の活動能力の関係から1チームが10人ぐらいで、自分の地区だけで活動をしているという状況であります。したがって、捕獲対策をより有効なものにするためには、町内に「捕獲隊」を増やして、町内全体をカバーする体制を作っていく必要があると思います。今後そのように進めていく考えはないのかお伺いいたします。

2点目ですが、「捕獲隊」には事務的な処理をしながら隊員を統率する隊長の他に地域リーダーとして狩猟免許保持者が入って、隊員と協力して罾を設置する、あるいは捕獲後の止め刺し処分を行う、そういったようなことをすることが必要であります。したがって、必ず狩猟免許保持者というものが必要なわけです。町内に十分な捕獲体制を構築するためには狩猟免許の保持者を増やすことが必要と思いますが、それについての考えをお伺いします。

3点目ですが、「捕獲隊」に対して有効な指導助言を行うために、町の職員もできるだけ罾の狩猟免許を取るようにしてはどうかと思いますが、それについての考えをお伺いいたします。

2項目目、道路維持についてであります。その1点目ですが、道路の小さな陥没とか縁石の割れなどは、歩いていて気がついてもそれを役場に電話して知らせるという行動にまではなかなか結びつかないことが多いのではないかと思います。また、そういった小さなことは、総代さんを通じての地域の要望としても挙がりにくいのではないかと考えます。そこで最近、特に若い人はほとんどスマホを持っていますから、気がついたらすぐに写真を役場に投稿してもらおう仕組みを作ったらどうかと思います。もちろん投稿者に対して迅速に何らかの反応をするということは大事であります。町の景観をきれいにする、そして町民に町のことにより深い関心を持ってもらうというような効果があるのではないかと思いますので、そのお考えをお伺いします。

2点目ですが、このようにして自分が投稿してそこが修繕されたらば、そ

の人はその後ずっとその場所に愛着を持つと思います。そして同様にある場所について、道路でも公園でもいいんですが、ある場所について自分達が責任を持って清掃などをしたら、その人達はそこに愛着を持つというふうなことになるのではないかと思います。ある団体が道路等の一定の区間等を担当して、定期的に草取りや清掃などをするアダプト・プログラム事業という制度があります。県にもありますし町にもあるんですが、本町では1団体が行っているのみで、あまり活用されていないようであります。しかし、ボランティア活動をしたい、そしてこの町に貢献をしたいという気持ちのある人は、町内に多くおられると思います。もっとこのアダプト・プログラム事業をPRして、このアダプト・プログラム事業を行う団体を増やしたらどうかと思いますが、そのお考えをお伺いいたします。

3項目目ですが、日曜参観についてです。平日働いている保護者は、小中学校の子供の授業参観になかなか行けないわけですが、そういう保護者が参観できるように、日曜日に参観する機会を作ってはどうかと思います。全学年一度にではなくて、学年ごとに実施時期を分けて1年に1回くらいの頻度で実施すればできるのではないかと思います。お考えをお伺いいたします。以上質問します。ご答弁をよろしくお伺いいたします。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 町長。

**町** \_\_\_\_\_ **長** 田口議員の質問にお答えします。ただいま2つの項目について私の方にご質問いただきましたので、まず、有害鳥獣対策の強化についてのご質問にお答えいたします。

質問要旨を3点にまとめてありますので、まず①の「捕獲隊」を増やし、町全体をカバーするような体制にしていく考えはないかというご質問ですが、本町においては先程議員も述べられましたように、猪乗地区、ここはリーダー1名、補助員9名と、下組地区、リーダー1名と補助員12名の2地区で捕獲隊が組織をされておりまして、今年度から活動が開始されております。捕獲隊は国の制度を活用した捕獲組織で、有害鳥獣捕獲における狩猟免許を有しない従事者容認事業という事業であります。リーダーと捕獲補助員で構成され、狩猟免許を所持したリーダーの指示のもと、捕獲補助員が捕獲作業の補助を行います。捕獲隊を設置することにより、地域の方が自ら免許を取得して捕獲するようになるなど、イノシシ捕



獲や狩猟への理解、関心が深まるようであります。捕獲従事者は見回りや餌やりの他、罠の設置や処分等の負担が軽減されます。行政への捕獲に関わる要望や相談も減るようでありまして、地域で捕獲から処分までのリサイクルがうまく回るようになるそうであります。このように有害鳥獣捕獲には大変有効な手段でありますので、意欲ある地域を掘り起こして捕獲隊を増やしていきたいと、このように考えております。

次に②の十分な捕獲体制を構築するため、免許保持者を増やす考えはないかのご質問であります。現在町内での狩猟免許保持者は24名で、捕獲従事者は21名であります。捕獲作業は捕獲して殺処分しなければなりませんので、一般の方への理解は難しいと考えております。捕獲隊を組織した猪乗地区では、平成29年1月に2名の方が狩猟免許を取得されております。また、29年度も数名の方が捕獲免許を取得される予定であります。このことから、捕獲隊を増やししながら地域の中から意欲を持って狩猟免許を取ってリーダーとなり、自分達の地区は自分たちで守るという意識を高めていきたいと考えており、その過程の中で狩猟免許保持者が増加していくのではないかと、このように期待をいたしております。

③の有効な指導助言を行うために、職員もできるだけ免許を取るようにはどうかのご質問であります。現在本町では4名の職員が免許を取得していて、そのうち3名が担当課の職員であり、現在も有効な指導助言を行っているものとこのように認識をいたしております。これからも新たに担当になった職員には、免許を取得するよう指導していきたいと考えております。

次に、2番目の道路維持についての質問にお答えいたします。議員から2点の質問をいただきましたので、まず①の道路陥没など気づいたら写真を投稿できる仕組みを作ってはということではありますが、現在の通報の状況は町民の皆様方から電話で通報いただいたり、あるいは、地区の総代さん方から連絡をいただいたりする他、職員が定期的にパトロールをしてその結果を私に報告するなどとなっております。なお、メールでの通報につきましても、現状では可能でございます。制度は作っておりませんが、現状では可能であります。また、平成28年12月には川棚郵便局と地域における協力関係に関する協定を締結し、郵便配達中に道路の異常を発見

した場合には通報、提供をいただくようにいたしております。そこで、通報システムにつきましては、他の自治体で導入されている状況は承知をしておりますが、現状の通報方法で特段問題が生じたりということはあっておりませんので、現状の方法での対応としたいと思っております。

次に②のPRしてアダプト・プログラム事業を行う団体を増やしてはどうかということについてであります。本町のアダプト・プログラム事業は平成18年9月に実施要綱を制定いたしまして、平成19年度からスタートいたしておりますが、これまで1団体の登録により、道路清掃や公園清掃作業を行っていただいております。また、アダプト・プログラム事業の周知に関しましては、これまで2回ほど広報かわたな及びホームページで行っております。今後も広く町民皆様に事業内容を周知することはしように考えておりますので、広報、ホームページ等に掲載して周知をしまいたいと、このように考えております。以上、答弁とさせていただきます。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 教育長。

**教 育 長** 3項目目の日曜参観について、ご質問にお答えいたします。

日曜参観は各学校の実態に応じて編成する教育課程の問題ですので、教育委員会からの指導ではなく、各学校の判断で行っているところです。日曜参観は、普段の参観日であり参観ができない家庭や、父親の参観が期待できたり、普段の参観日にはできない内容が企画できたりして、児童の成長の様子や学校教育について理解していただくのにとってもいい機会だと考えております。本町におきましても、小串小学校では長年に渡って日曜参観を実施しており、本年度も10月に開催する予定です。石木小学校においても過去において実施しており、保護者や教師からの要望もあり、本年度11月に日曜参観を実施する予定になっています。しかし、日曜参観を実施するにあたっては、安全面や経済的に家族へ負担をかけなくてはなりません。というのも、日曜日に授業参観をした場合、学校の職員は勤務日となり、翌日の月曜日は日曜日の勤務の振替で学校が休みになります。そうすると振替日の月曜日は親が仕事を休んで子ども達の面倒を見なくてはなりませんし、休めない家庭は子どもだけで留守番しなければならなくなります。同じようなことは、5月に実施された日曜日開催の運動会や体育祭でも言えます。日曜参観

を実施していない川棚小学校を例に挙げると、振替日になった月曜日には児童410人中、子どもだけで過ごした児童が68人いました。約6人に1人は子どもだけで留守番をしなければならなかった状況にあり、安全面で心配されるどころです。また、川棚小学校では子どもを通わせている家庭数といて、家庭が286軒ありますが、そのうち要保護家庭8軒、準要保護家庭47軒、ひとり親家庭が31軒あり、経済的にも家庭的にも厳しい状況の家庭が多くあります。面倒を見るために仕事を休むとなると、パートで働いている方も多く、その分収入が減ってしまいますので、家庭に負担をかけてしまいます。そして、日曜参観日には給食がないことから、午前中授業にするか、弁当を持参して1日授業にしなければなりません。午前中授業にすると、各学校においては授業時数を確保することが課題になっていますが、授業時数が減ることになり余裕がなくなってきましたし、授業時数を確保するために弁当持参となると、保護者の理解が必要となってきます。他にも多種多様な社会体育や部活動、習い事、塾通いの児童生徒も多く、日曜日の大会や試合、資格試験等もあり、日曜参観を実施するにあたっては、かなり前から保護者に周知し、調整をしなければならない状態があるようです。

このようなことから全学年1度にではなく、学年ごとに実施時期を分ければという田口議員のご提案は、各学校にとっては職員を別々に出勤させたり、休ませたりしなければならないことや、兄弟が多い家庭では何回も学校に足を運ばなければならなかったり、曜日によって兄弟が別々に登校、休むという状況も出てきますので、各家庭の負担もかなり多くなり、混乱を招くという状況も予想されます。そこで現状のままの状況、石木小学校、小串小学校で実施しておりますので、この状況で私はいいのかなと思っているところです。以上で答弁を終わります。

**議 長** 田口議員。

**2 番 田 口** それでは補足的に質問をしたいと思えます。順番に行きたいと思えますが、捕獲隊の関係ですけれども、基本的にはですね、町内にそういった捕獲隊を増やしていきたいというのが、町長のお考えであるということは今答弁がありました。これについてはですね、町の方が作りなさいというのではなくて、各地区で自主的にその捕獲隊というものを作って町の方に届け出るというふうな手続きの、そういう仕組みになっていると思

うわけですけれども、それに対して、先程もちよっと質問の中で箱罟を貸し出すとかエサ代を補助するとか講習を実施するなどの支援をしていると言いましたけれども、ここのところをもうちよっとはつきりとですね、そうやって捕獲隊ができた場合には、町としてはどのような捕獲隊に対する助成を行うようになっているのかというのを、もうちよっとはつきりとお聞きしたいと思います。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 町長。

**町** \_\_\_\_\_ **長** お答えします。先程2つの地区で既に捕獲隊が結成されて活動されておりますので、そういう状況について担当課長の方から答弁をさせます。以上でございます。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 農林水産課長。

**農林水産課長** 捕獲隊に対する補助、交付金ですけれども、まず捕獲隊を設置した場合に、県の方から設置交付金、県単独ですけれども10万円来ます。これにつきましては捕獲隊で使う箱罟、それから止め刺しの刃物、手袋、そういったものの経費に使います。また、箱罟には保険をかけなければいけませんのでその保険代、そういったものに使えるようになっております。それと、町としましては町が箱罟を何基か保管しておりますので、その分を貸し出すということをしております。あと、活動についてはですね、捕獲されたら捕獲報償金が入るというふうなことで活動していただくというふうにしております。以上です。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 田口議員。

**2 番 田 口** 今の説明の中にエサ代はないようでしたけど、エサ代については補助はないのでしょうか。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 農林水産課長。

**農林水産課長** お答えいたします。エサ代はですね、その中には入っておりません。その地区で捕獲隊が行う講習会用のエサを購入することはできます。箱に入れるエサはだめですけど、講習会を行いますのでエサを買いますということでエサは買えます。以上です。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 田口議員。

**2 番 田 口** それからその町で、町かな、県かな、どちらで実施しているのかわかりませんが、捕獲隊員に対して1年に1回は安全講習をせろって

なっていると思うのです。その安全講習の実施については、その町は何か支援はしていないのでしょうか。

**議**            **長** 町長。

**町**            **長** 担当課長から答弁させます。

**議**            **長** 農林水産課長。

**農林水産課長** お答えいたします。安全講習会につきましては、県の方から来ていただいて講習をしていただくという形になっておりまして、それについては、支援はしておりません。以上です。

**議**            **長** 田口議員。

**2 番 田 口** この追加質問はお金の話ばかりになると思うんですが、2点目のですね、その免許を取得する人もこれから増えていくというような状況だと、29年度も取得予定の方がいるというふうに答弁がありましたけれども、結局その狩猟免許を取得するについても講習を受けるとか、受験をする、そういった講習を受講するための費用、あるいは受験するための費用、あるいは受験場に行くための交通費、こういったものが費用がかかるわけですね、おそらく何千円じゃ済まない何万円の単位だと思いますが、そういったような免許取得に対するその助成措置というものについてはどのようになっているのでしょうか。町はどのようなことをされているのでしょうか。

**議**            **長** 町長。

**町**            **長** お答えします。免許取得に対しては特に金銭的な支援はしておりません。冒頭申し上げましたように、今年度2地区で捕獲隊が結成されて活動が始まりました。その中で自主的に免許を取得しようという動きが出てまいりまして、既に増えてきております。そういった形で地域の皆さん方がせっかく自主的にされておりますので、それを見守っていきたいと思います。そしてまたそういった地区からの金銭的な支援の要望というものも具体的にあっておりませんので、しばらくそういった状況を見守っていききたいと、このように考えております。

**議**            **長** 田口議員。

**2 番 田 口** そのような自主的な動きになっているというふうな、だから見守りたいというお考えですが、たぶん先程言ったようにその講習を受け

るとかというようなことで、何千円では済まないような金額であろうと思われるのでですね、それを自主的な自己負担に完全に委ねるのでなくてですね、あらかじめやっぱりそういう助成しますみたいな仕組みを作っておいた方が、より取得しやすいのではないかと思われるんですけども、それについてはそういうお考えにはなりませんか。

**議**            **長** 町長。

**町**            **長** お答えします。そういう考えには今なっておりません。せっかくですよ、地域で自分達のイノシシ被害を守ろうと、一所懸命取り組みをされております。それに対して町が補助金をやりますからということにいたしますと、せっかくの意欲がですね、先細りになるかもしれないので、今後そういった要望が高まってくればですね、その時点で議会にお諮りし予算措置をしたいというふうに思います。当面は考えておりません。

**議**            **長** 田口議員。

**2 番 田 口** どのように見込むかの考えの違いのようには思いますが、頭の中に入れておいていただいでですね、そういうことも考えていただければなと思います。本当にお金の話ばかりになりますが、職員が免許取得した場合には、結局それによって現状の3人の方が有効な指導助言を行われているということでもありますけれども、そのように一般論化してもよいんですけども、職員が自分の職務に必要な資格免許を取得した場合には、それも自分の力でですね、自力で取得した場合には、それに応じた職務手当みたいな制度というものはないのでしょうか。取得した場合にはこういう手当をあげますみたいな、そういったことはなされないのでしょうか。

**議**            **長** 町長。

**町**            **長** お答えします。たぶん今、議員は、職員が一般廃棄物であります犬猫の死体の処理をした場合には、犬猫処理手当というのをしておりますけれども、そういった手当の話がされているのかなと思いますけど、イノシシの捕獲についてはですね、現在職員4名持っておりますけど、最初に取ったのが、たぶん今の農林水産課長だと思うんですけど、やはり自分の農業に対しての、いわゆるイノシシから農業を保護するという考え方で自分自身で取得をして、そして捕獲したイノシシを殺処分して、それに対して報償金を得るという行為をしておりますので、仕事に従事した担当

者になったからという以前のところで取得をしておりますので、そういった、今、田口議員のおっしゃるような考え方には至っていないわけであり  
ます。以上でございます。

**議 長** 田口議員。

**2 番 田 口** いろんな資格制度とですね、職員のいろんなそういう職務手当制度というものを、この際考えていただいってもらっていいんじゃないかなというふうなことで、問題の提起だけしておきます。

それから、次にアダプト事業についてですけれども、この2点目の2のアダプト事業についてですが、ボランティア活動なのでですね、当然このアダプト事業をやりたいという人は当然自己負担ですというふうなことになると思うんですけれども、現状の制度としてですね、何かの町がこのアダプト事業を行う団体と登録した場合には、町としてですね、例えば道具を貸し出すとか、先程ちらっと何か出とったように保険料を負担するとか、そういうような町から何か支援をするような仕組みはないのでしょうか。アダプト事業に関して。

**議 長** 町長。

**町 長** アダプト・プログラムに参加する、いわゆるボランティア団体に対して支援策をとということでありまして、具体的にはいくつかしておりますので、担当課長の方から答弁をさせます。

**議 長** 建設課長。

**建 設 課 長** それでは私の方からお答えさせていただきます。川棚町アダプト・プログラム実施要綱において制定しております町の行う支援といたしましては、清掃に必要な消耗品、あるいは環境美化のための花苗等の支給、清掃に必要な道具の貸し出し、清掃したごみの処理、ボランティア活動傷害保険の加入、管理区域等を示した表示板の設置ということで支援をさせていただきます。以上です。

**議 長** 田口議員。

**2 番 田 口** よくわかりました。

日曜参観についてですが、先程教育長の答弁でいろんな問題点を指摘されております。ただ、答弁にあったように小串小や石木小では実施をしているということもあるのでですね、学校自体の環境の違いというものもある

るのかもしれませんが、実施をしているところでは、何らかの形で一応問題点をクリアしているということが言えるというふうに思われますので、できるだけ実施をした方がよいのでは、普段できないことをできるいい機会だという答弁がありましたので、日曜参観みたいなことも実施をした方がよいのではないかというふうには思われるんですけども、何か実施していないところも実施に結びつくような、教育委員会として何か、完全に学校に任せるという形でなくて、例えばいろんな学校のいろんな連絡協議会とかそういうのもあるかもしれませんし、情報交換などをして実施に結びつけるような方向に取り組んで行っていただいたらよいのではないかと、思うんですけども、そういう教育委員会としてのお考えをもう1回お聞きしたいと思います。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 教育長。

**教 育 長** ただいまの田口議員のご質問にお答えしたいと思います。先程運動会の振替休日の子どもだけで過ごした数でいいますと、川小は68人ですけど、小串小学校は10軒、10人だけということで非常に少ないんですね。ですからそういった家庭、地域の状況もあると。それから川棚小学校においては他にPTA行事として、土日、結構餅つき大会とか、餅つき大会あたりは地域の方も参加しますし、両親揃って参加するということが、かなりの保護者が参加しますし、そういった土日PTA行事あたりでもたくさん参観しているので、特に必要性を感じていないと思います。それよりもやっぱり学校が一番心配するのは、子どもだけで留守番するというのが心配ですので、これが中学校となると120人ぐらいの子ども達が1人でいますので、やっぱりそれで小学校みたいなご飯の心配とかそういったのはないと思いますけど、別の心配をしなくちゃいけませんので、教育委員会から指導して日曜参観しなさいというような考えは今のところございません。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 田口議員。

**2 番 田 口** 以上で終わります。

( 1 3 : 4 6 )

**議** \_\_\_\_\_ **長** 次に、小田成実議員。

**1 1 番 小 田** 議席番号11番、小田成実です。通告書にしたがい2問町長



に質問いたします。

まず、川棚町自治会活動支援補助金交付要綱について質問します。自治会活動支援補助金については、5月1日現在における世帯数等を基準として、7月末までに申請し、支給月は9月及び3月となっています。この支援金は、あくまでも自主的活動の自治会を支援するためのものであることは承知していますが、より有効に活用できるように、また、自治会活動をより充実させるために、6月に申請、7月及び遅くとも12月までに支給するように、交付要綱を改正できないか尋ねます。

次に、地域担当職員制度について質問します。この制度は地域と行政とが連携し、お互いの役割と責任のもと、住みよいまちづくりの実現に向け、町職員が地域の活動に積極的に参加し、地域の自主的なまちづくりをサポートするとともに、地域と町とのパイプ役となって地域の課題解決に向けた支援を行うことを目的として設けられていますが、その実績等について次の2点を尋ねます。

①活動実績として、地域担当職員活用申請書による実績はどの程度あるのか。

②地域住民の目線に立って相談できるように、また相談しやすいように、活用申請書による申請のみでなく、相談窓口係を設置するなど、制度の内容を考え直すことができないか尋ねます。以上質問いたします。

**議 長** 町長。

**町 長** 小田議員のご質問にお答えいたします。まず、川棚町自治会活動支援補助金交付要綱についてでございます。これは地域住民で組織する自治会の発展と、地域コミュニティの促進向上及び地方行政との円滑な運営を図るために、自治会に対する補助金の交付に関し必要な事項を定めております。自治会活動支援補助金につきましては、基本として自治会の活動実績に対し補助をすることとしておりますので、前期の支給月を9月、後期の支給月を年度末の3月とこのように定めております。今、小田議員から質問をいただきましたので、早期支給が必要なのかどうか、さっそく総代会と協議をしてみたいと、このように思います。

それから、地域担当職員制度についてのご質問にお答えします。まず、地域担当職員制度の活用実績についてであります。この制度は平成27年

度から実施をしておりますが、これまで西部地区の西白石地区からの申請1件で、現在1件申請があがってきております。

次に、②の地域住民の目線に立って相談できるように、また、相談しやすいように制度の内容を考え直すことはできないかとの質問であります。地域担当職員の活動は、まず地域の自立性を損なわないことを基本にし、地域課題の解決に関してできるだけ地域の住民自らが解決できる方法や、仕組み作りについて助言するなどの協力を想定しているものであります。そこで、もし制度の内容について見直しを必要とするものがあれば、何か具体的に示していただきたいということで、再質問をお願いしたいと、こう予定をしておりましたが、ただいま具体的に相談窓口を設けろというようなご提言でありましたので、検討してまいりたいと思います。以上でございます。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 小田議員。

**1 1 番 小 田** まず、1件目の自治会活動支援助成金についてですけれども、現在各地区ですね、この支援制度大変ありがたく十分に活用させてもらっているんですけども、特にですね、各地区の総代さんも、あるいはその各地区の会計さんからもですね、2回目の給付3月というのがですね、どうしてもその地区の会計年度のもう総会間近というか、詰まったところで支給していただくので、もうちょっと早く交付していただけないだろうかというふうな希望が大変聞かれるわけですけども、ここをですよ、せめて遅くとも12月までに支給をしていただけるように、再度総代会と相談ということも言われましたけれども、ここで早めに12月までに支給をするように検討をするというふうなお答えはいただけないでしょうか。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 町長。

**町** \_\_\_\_\_ **長** はい、お答えします。今、小田議員から質問が、提案がありましたけれども、基本的にはこれは総代会と町とで協議して、そして決めることですので、そのような方向で議論してみたいと思います。以上でございます。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 小田議員。

**1 1 番 小 田** 総代会と相談をすると言われました。いつも私は西白石地区で総代をしておりますけれども、総代会の折にですね、質問をしたことがあ

ります。もうちょっと早めに支給できないかと。そうしたら返事がですね、補助金交付要綱にこう書いてあるからそれはできませんというふうな返答でありました。それが頭に残ったものですからですね、こういうふうな一般質問でお願いをして考えていただければですね、交付要綱が改正できるんだらうと思って質問をさせていただきました。そしたらこれは総代会が判断をして早く支給をしてくれというふうな結論を総代会が出すと、それを行政の方に相談をすると要綱の支給月が前倒しになるというふうに理解してよろしいのでしょうか。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 町長。

**町** \_\_\_\_\_ **長** そのとおりで結構でございます。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 小田議員。

**1 1 番 小 田** はい、じゃあ次にですね、地域担当職員制度についてお尋ねいたします。この制度が始まってからですね、かなり年数が経ちますけども、1件と言われましたけども、この1件というのが正直言いまして私の考えでは少ないような気がするんですけども、何かこの制度をですね、この制度を利用するのは地域担当職員制度活用申請書というのに記入をしてからですね、総務課長の方へ提出をするようになっております。大変この文書を書いて出すというのをですね、各地区の総代さんあたりでもですよ、少々敷居が高いのではないかとこのように思っておられるんじゃないかなと思うんですけども、1件ということ非常に少ないと思いますけども、この点、町長どう思われますか。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 町長。

**町** \_\_\_\_\_ **長** 1件が多いか少ないかは別といたしまして、現実に1件だけでございます。そして今、1件申請を受け付けております。やはり総代会と町とのいわゆる関係というのは緊密になっていかなければというふうに思っております、本町の町政の運営が大きな混乱もなくうまく進んでいるのはやっぱり議会、そして総代会のご支援、ご協力があったのことでございますので、これからも十分協議をしながら行政を進めていきたいというふうに考えております。そういった中で、この制度をあまり活用されていないというようなご指摘が今あったわけでありましてけれども、逆に少ないということは自治会独自で、自主的に役場に頼らず地域のことは地域で

解決しようという、そういった姿勢がおありになるのではないかというふうに、かえって私の方はそういった評価を一方的にはいたしております。以上でございます。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 小田議員。

**1 1 番 小 田** 1件というのがたぶん私の地区だと思います。それもですね、総代さんの立場からはですね、いろんな物事をその項目ごとに各課辺りに相談をしていって解決をしているような状況です。それでもですね、いろんな問題がありまして、どうしてもそこで担当課では解決できないような問題ですね、それ辺りをいっぱい持っておられると思います。その1件の内容も、例えばですねこの内容、私も担当の総代としてですね、返事をもってしております。その中でですね、例えばカラスの問題ですね、アンケート調査も地区でされて、それをもとにして担当課の方へ提出をされております。その中で返答にしてはですね、被害状況調査中であり、調査結果を基に対策を検討していくこととしているというふうなことが返事がされておりますけども、そのあとですね、県とも協議をして対応をするからというふうになっておりますけども、未だどういふような検討の結果もないというのが現状です。そして西部地区の総代会でですね、これは副町長さんからの地区担当職員制度についての説明があった時にですね、いろんな制約があるんですよ、この制度の内容の説明書を見た時にですね、あんまり、その何て言いますかね、たやすくじゃないですけども、相談はできないなというふうなことで、これはあんまり活用できないばいというふうなことが実際内輪で話をされたわけです。それでですね、もうちょっといろんな面で安心してっていうですかね、この申請書に書いて出すのはですね、正直言って文章にして出すっていうのは敷居が高こうございますし、文章もどう作っていったいいかというのがわからないのが現状ですので、提案としてですね、この活用申請書の相談は、相談だけでなくですね、相談窓口係っていうのをですよ、設置してもらって、口頭でも気安く、気安くではないけど、相談しやすいようにですね、相談窓口係辺りをですね、設置してもらえれば、よりもっとスムーズに相談諸々が行くんじゃなかろうかなと思いますけどもいかがでしょうか。私が相談窓口を提案するのはですね、行政係長さん、ずっとこういうふうな議会に出てきて

いただいておりますね、いろんな話を聞いていただいておりますので、総務課の行政係長さん辺りをですよ、この相談窓口として気軽に相談できるようにしていただければというふうに私は提案をさせてもらいたいと思いますけどもいかがでしょうか。

議 長 町長。

町 長 地域担当職員制度についての相談窓口の係長までご提案をいただきましてありがとうございます。確かにおっしゃるように、申請書を書くとなりますと、堅苦しいということもあろうかと思えますけど、一応規則としてはそういったその制度、要綱としてはそういった制度にしておりますので、それはそういった方向で今後もさせていただきたいと思えますが、窓口係については今議員がおっしゃるように行政係長、総務課長という考え方でこちらも対応いたしております。そして担当職員そのものは、地域の実情にある程度詳しい者を配置をしておりますのでご理解いただきたいと思えます。

議 長 小田議員。

1 1 番 小 田 終わります。

( 1 4 : 0 3 )

議 長 ここでしばらく休憩をいたします。

( 1 4 : 0 3 )

(…休 憩…)

( 1 4 : 1 5 )

議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議 長 次に、堀田一徳議員。

6 番 堀 田 皆さんこんにちは。議席番号6番、堀田一徳です。農業振興について質問をいたします。

本町は兼業農家が大部分を占め、さらに耕作面積1ヘクタール未満の小規模零細農家が84%を占めております。また、平野部の農業生産地域は限られており、多くが中山間地域で細々と耕地を維持しており、農家の平均年齢は65歳以上の高齢化により農家戸数も減少をしています。それに伴い遊休農地が増加することが懸念されます。農業は従事者や所得の減少など厳しい状況におかれております。本町の農業振興について、次の点を尋

ねます。

①排水の悪い水田は、裏作をする人や水田を借りる人もいない状況であります。水田地区の暗渠排水工事の推進は。

②水源より水路を通して水田に水を供給していますが、水漏れや土砂上げなど維持が大変であります。町内でもパイプラインを設置しているところもありますが、水源から確実に水が供給できるよう、パイプラインの設置はできないか。

③本町でも限られた農地に新たな耕作者もできてはいますが、作れば売れる時代は終わり、これからは生産の安定と同時に販売も考えていかなければなりません。若い人や退職した人が農業に興味を持って行くような、就農希望者の発掘及び受け入れ体制はどのように進めていくのか。

④川棚町ブランド認証制度の構築には取り組んでいるのか。

⑤自然環境に対する負荷の少ない農業を営むエコファーマーの育成及び認定はどのように進めているか。

⑥水田農業を取り巻く情勢は、経営所得安定対策での米の直接支払交付金が10アール1万5,000円から7,500円に半減し、平成30年には廃止となります。また、米価の下落による収入減や後継者がいないため、農業者も高齢化し、稲作生産農家の不安は増すばかりであります。水田農業を活性化させるための施策は。以上、質問をいたします。

**議 長** 町長。

**町 長** 堀田議員の農業振興についてのご質問にお答えいたします。

まず最初の①、排水が悪い水田地区の暗渠排水工事の推進はということですが、農業農村整備事業で行う暗渠排水工事につきましては、平成22年度と平成25年度において、実行組合に対しアンケート調査を実施をいたしまして、そして希望があった地区で、事業要件に該当する地区及び地元負担金の調整ができた地区につきましては、平成25年度で実施をいたしております。野口地区と中山地区と白石地区であります。今後も実行組合長会議等で事業の周知を図り、推進をしてまいりたいと、このように考えております。事業要件として戦略作物、小麦や飼料作物などや地域振興作物、玉ねぎなどの作付け、農地中間管理事業による集積や、農地利用集積計画の策定が必要となっているところであります。したがいまし

て事業を推進するためには、これらの要件をクリアする必要がありますので、関係者との十分な協議が必要であります。

次に②の水源から確実に水が供給できるよう、パイプラインの設置ができないかのご質問であります。これにつきましても農業農村整備事業の中にメニューがあります。事業を行うためには農地中間管理事業による集積や、農地集積計画の策定、事業費に見合う効果、成果を挙げてもらうために、高収益作物作付けに取り組んでいただく必要があります。具体的にパイプラインの設置要望があれば、関係者と町の関係職員との協議をお願いをいたしたいと存じます。

③の就農希望者の発掘及び受け入れ体制がどのようにしているかのご質問であります。県央地域就農支援センター活動事業検討会の構成員として活動し、新規就農相談会を帰省時期、いわゆる8月から12月、1月の間の年2回、県央振興局等の関係機関と連携して各町単位で開催をいたしております。対象者は自営就農希望者、農業法人への就農希望者で、周知方法はポスター、チラシ、広報かわたななどで行っております。農協や各生産部会から新規就農希望者の情報が寄せられた場合は、直接本人に接触して聞き取りなどを行うようにいたしております。また、長崎県新規就農相談センターでは、技術習得支援研修生を募集しているところでもあります。1回あたり20名で、長崎県内で定める推進品目により就農を目指す方で、1年間の研修を経て就農することとなります。その期間中、交付要件を満たすと農業次世代人材投資事業準備型で150万円の給付を受けることが可能となります。

活動の成果として本町では平成27年度に3名、平成28年度に3名新規就農をされております。

次に④の川棚ブランド認証制度の構築には取り組んでいるのかというご質問でございます。これにつきましては平成26年3月の定例会の一般質問で、本町の特産品に川棚ブランドとしての認証制度を設け、販売の活性化につなげていくようにできないかのご提言をいただいております。それに対しまして特産品の認証制度は生産者との協議も必要ですが、特産品の売上増につながることを期待されますので、長崎県ブランド農産加工品認定制度の活用をしたり、長崎和牛、出島ばらいろ、雲仙地域の雲仙ブランドなどの参考を例にしながら制度の構築に向けて検討していきたいと、このよ

うに答弁をしておりましたが、現時点では完全に構築にはまだ至っておりません。現在は長崎県ブランド農産加工品長崎四季畑につくも食品株式会社が製造した小串トマトドレッシングが認証されております。また、小串トマトの4キロ箱に川棚産ステッカーとゴム印を押しており、平成28年度には1キログラム入りの緑色の化粧箱を作成し、糖度8度以上のトマトを入れて売り出しており、その箱にも川棚産としっかりと明記をいたしております。また、木場地区棚田保全協議会では、平成27年度から棚田米のブランド化に向けた協議が行われております。これは棚田米パッケージを作成して売り出すもので、米の品質を統一するため、7つの農家より持ち寄った棚田米を試食して風味や味を審査し、1位だった農家の栽培管理に統一した水稻栽培基準を作成して、そして平成29年度、今年度より数戸の農家で取り組んでいるところであります。また、長崎和牛につきましては、地域団体商標制度、特許庁に地域ブランドとして全農長崎が商標登録してブランド和牛として売り出しているところであります。このことにより、川棚町の農業生産額は年々上昇しているところであります。川棚町ブランド認証はこれを後押しするものでなければなりませんので、販売者である農協や購買者である市場、生産者及び関係機関と効果等検証しながら、ブランド認証の構築に向けた協議を今、行っているところであります。

次に5番のエコファーマーの育成、認定はどのように進めているかとのご質問ですが、エコファーマーは1土作り、2化学肥料低減、3化学農薬低減に一体的に取り組む計画を長崎県知事が認定した農業者であります。現在本町ではエコファーマーはいませんが、環境への負荷が少ない農業の実施については農事組合法人中山が取り組まれております。環境保全型農業直接支払交付金で支援が行われるもので、同事業ではエコファーマー取得が要件となっておりますが、中山は共同経理による例外適用で取得を免除されております。また、長崎県は現在エコファーマーよりも農業生産工程管理GAP、これはギャップというふうに読むわけではありますが、この農業生産工程管理を推進しているところであります。これは農業者自らが農作業の点検項目を決定し、点検項目にしたがい記録し、また記録を点検・強化し、改善点を見出し、更に次回の作付けに活用するという一連の管理のことです。したがって、今後はエコファーマー育成よりも農業生産工程管理の



推進に努めるべきだと、このように認識をいたしております。

⑥の水田農業を活性化させる施策はということではありますが、議員がおっしゃるとおり、水田農業は大変厳しいものがあるようでございます。現在本町の五反田地区では圃場の大区画化とポンプパイプラインの更新を契機として、若手の担い手2名に農地の集積を行っていただいております。中山地区においては、法人化して米・麦・大豆の作付けに加え、繁殖農家と契約をして、飼料作物の作付けに取り組んでいただいております。平成30年度より減反廃止で米の個別補償がなくなるため、市場用米や販売目的の野菜等の推進を行う必要があるようであります。今後、高齢化による農業の離農が増える可能性がありますので、農地中間管理事業による集積を更に推進する必要があると、このように考えております。農業の生産条件が不利な中山間地につきましても、中山間直接支払交付金による直接支払と共同での維持管理や、多面的機能支払交付金を活用した地域資源、いわゆる農地水路、農道等の質的向上を図る活動を支援して遊休農地を増やさない取り組みを行う必要があると思っております。これらを行政として、総合的に支援をし、今後とも水田農業の活性化を図ってまいりたいと、このように考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

**議 長** 堀田議員。

**6 番 堀 田** 最初に、排水の悪い水田地区の暗渠排水工事の推進ということで、これは実行組合単位でたぶん要望があったんだろうと思っておりますけど、なかなか集まってすぐそこをしようとかっていう話がなかなかできてこないのが現状でございます。そしてこの22年、25年度にあった時点でまだ何とか借りた人が作られておったわけですけど、やはり奥の排水が悪い、それから、要するに排水が悪いため深い。そうすると機械がなかなか入って行くのが難しいということで、どうしても返さないといけないということですね、あとは管理をするのは地主さんが管理を、草刈りとかそういったことをしなくちゃいけないわけですね。そうするとやっぱり1筆、2筆ぐらいの暗渠工事はあるんですけど、やはりこの工事をするとなるとやはり何ヘクタールかまとまった地域のことをしないと、たぶん補助的なものが出ないと思うんですね。だいたい区画というのが、要件を満たすのがどのぐらいの面積が要件を満たすのかですね、そののところをお願い

いします。

**議**            **長** 町長。

**町**            **長** 暗渠排水対策工事の要件を満たす面積については、担当課長から答弁をさせます。

**議**            **長** 農林水産課長。

**農林水産課長** それではご質問にお答えいたします。農業基盤整備促進事業では、面積要件はですね、今ありませんけれども、事業費が200万円以上。1地区ですね。受益戸数が2戸。国の補助率は55%ということになります。その面積が5ヘクタール以上になった場合に県の上乗せの補助金が15%付くというふうなことになります。以上です。

**議**            **長** 堀田議員。

**6 番 堀 田** わかりました。2戸以上で、面積の要件はないということで、それで5ヘクタール以上になると上乗せして15%。そうするとですね、その地区に5、6人いて、例えば要件を満たすようであればすぐできるということですよ。はい、わかりました。

同じく、パイプラインの設置も同じだろうと思うんですけど、そこも同じぐらいの面積でしょうか。それと、この補助率も一緒でしょうか。

**議**            **長** 町長。

**町**            **長** 担当課長に答弁させます。

**議**            **長** 農林水産課長。

**農林水産課長** それではお答えいたします。事業名が農地耕作条件改善事業ということ。事業費が200万円以上で、受益戸数は2戸以上です。事業名により要件が一部変わったりもします。国費は10アールあたり定額で10万から20万円及び定率補助の55%。県の上乗せについては同じく5ヘクタール以上で県費15%という形になっております。それと、地元負担金ですけれども、補助が30%というふうにしております。以上です。

**議**            **長** 堀田議員。

**6 番 堀 田** そういうことであればですね、やはりこの暗渠工事を行うことによって、やはりあとからの水田農業に関係してくると思うんですけど、耕作をする人が増えてくるんじゃないかと思うわけですよ、やはり排水が悪くなると裏作もできませんし、それから水田を、稲作を作るに

してもやはりそういう深いところがあると、なかなかできないという面がありますのでですね、やはり暗渠工事辺りを、暗渠工事やパイプラインの推進をですね、やはり実行組合を通して皆さんに周知をしていただいて、してもらいたいと思います。

③のですね、就農希望者の発掘及び受け入れ態勢ということで、新規就農センター辺りで年に20名ですか、1年間の研修をされるということですけど、本町、これは独自で、例えば他所の町辺りで行ってますけど、農業塾とか、あるいは女性農業者、俗に言う農女というふうな格好でよくマスクミ辺りで取り上げておられますけど、そういったところの設置といいますかね、そういうことをするような育成方法と言いますか、町としての考えはございませんか。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 町長。

**町** \_\_\_\_\_ **長** 現在、先程も言いましたように、農業地域就農センター等でそういった事業を行っておりますので、町独自で今、議員がおっしゃった農業塾であるとか、あるいは農女という女性の農業者を増やすというそういったことの具体的な取り組みは考えておりません。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 堀田議員。

**6 番 堀 田** 全部新規就農センターみたいな格好のところは全部お願いしてますからということで、町としては何も考えていないというのもちょっとどうかなと思いますけど、やはり担当課とか、あるいはJAとか、あるいは行政と一体となって、やはりそういったことを考えていくべきじゃないかと思います。やはり何らかのアクションを示さないと、ただ県とかあるいは県央の方でしているからそっちの方でお願いしますでは、いつまでたっても川棚町で農業をしていこうという人がいないのじゃないかと思えますけど、その辺はどうでしょう。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 町長。

**町** \_\_\_\_\_ **長** お答えします。やはり行政を運営していくにあたっては、その市町村独自のいわゆる背景というのがあるのではないかと思います。例えば農業者が非常に多くて、農地が広いところについてはそういった施策に取り組む必要が、他の施策よりも優先するかもしれません。しかし、川棚町においては現在農業出荷額も多くなっておりまして、平成27年度よ

りも平成28年度は農業所得が増えてきております。そういった状況でありますので、これまで本町で施策として展開してきたことは成果が上がっているんじゃないかと、このように思っておりますので、今、具体的におっしゃったことについては当面考えてはおりません。以上でございます。

**議**            **長** 堀田議員。

**6 番 堀 田** 次、4番目です。ブランド認証制度の構築ですけど、以前26年に特産品の関係でちょっと質問をしたことでしたけど、県のブランドで四季畑が加工品でありますけど、あれは加工品だけのブランドですよ、四季畑は。そういう中で普通の農産物のブランドというのはなかなか難しいと思うんですよね。遠くにある夕張メロンとか、そういった特殊なものはそこだけで、一大産地を築いているようなところだったらそういったブランドができるんですけど、本町で言いますと小串トマトが一番の今のブランドになっております。それから長崎和牛は一応ブランドであります。ただ、先程町長の答弁の中にもありましたように、長崎地区の方で長崎ばらいろというふうなブランド名で同じ長崎和牛を出荷されております。そういった中で、川棚町もそういった何かいいネーミングを考えてですね、そういった中で小串トマトなら小串トマトのブランド、あるいは長崎和牛なら長崎和牛のブランドというのを考えてもいいんじゃないかと思えます。ただ、先程町長の答弁の中に、ドレッシングの中に川棚産とか、それから小串トマトのあれも川棚産という表示がありますので、それが一応認証的な要素になっているのかなってちょっと思いましたけど、別の意味でやっぱりそういった認証制度といいますかね、こう考えてもいいんじゃないかと思えます。ただ、これもその小串トマトという1つの組合での話であって、これを個々の農家の中でいいものを作った人に対してのブランドというのは考えられませんか。

**議**            **長** 町長。

**町**            **長** お答えします。お答えしますというよりも、お答えにならないかもしれませんが、実は私も堀田議員と同じく、ぜひ川棚町の特産品としての認証制度を設けたいと思っております、ただ、その認証制度を設けるためにはいろんな決まりを作って、もちろん誰が審査するかという問

題もありまして、具体的には構築できておりません。そこで、それが確立できるまではせめてこの農産物は川棚町の特産品であるという、川棚産というものを明示をするようにというふうに担当の方にも指導いたしまして、現在いくつかの物にはわざわざ川棚産ですよというシールを貼るようにいたしております。これはあくまでも認証制度ではありませんで、単なる宣伝をしているだけの話であります。そういった状況でぜひ認証制度です、できるようにしていきたいと思っております。農産物ではなく、例えば海産物の大村湾ナマコにつきましても、これは袋自体が川棚産大村湾ナマコと書いてありますので、これは十分周知ができていないんじゃないかと思っております。ただ、最後にその個人の作った農産物をというところがわかりませんでしたので、再度質問をお願いします。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 堀田議員。

**6 番 堀 田** 個人の農家というのは、たぶんいろいろな作物の中で優秀な成績辺りを出しながら、個人的にいい品物を作っている方がいらっしゃるわけですね。そういった中での、例えば小串トマトを例にとると、小串トマトというブランドはあるんですけど、個々の農家の人がいいものを作っている。そういう人に対しても認定をする、あるいはミカンあたりでもそうですけど、ミカンもいい品質のものを作っている方にはそういった認定をする。あるいは例えば和牛でもA5ランクで12ぐらいの成績をずっと毎回、品質を落とさずに生産をされている方に対してのそういった認定をするということです。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 町長。

**町** \_\_\_\_\_ **長** まだよく理解できません。その個人の農家で優秀な成績を上げた者、例えば小串トマトであれば糖度いくら以上とか、あるいは和牛であればサシがいくら以上とかね、そういったものがあるんだろうと思えます。それを誰が審査するか。そういった審査制度を設けないと認証制度というのはできないわけですね。そこで今引っかかっておりますので、今議員がおっしゃっているようなことについては当然対応はできません。以上でございます。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 堀田議員。

**6 番 堀 田** まず最初、そういった認定要綱辺りを作らないと無理かなと

思いますけど。

次のエコファーマーの件ですけど、これは今、町長の説明では中山の方で集団的なことでエコファーマーといいますかね、そういう中で認定をされているようでございますけど、自然環境に対する負荷の少ない農業を営むということで、農薬を有機にするとか、あるいはいろいろな方策はあるかと思いますが、これもたぶん認定要綱があると思うんですね。そういった中で川棚町としてのそういった認定要綱というのは作成はたぶんしてなかったんだろうと思いますが、そういったその認定要綱というのは存在はするものですか。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 町長。

**町** \_\_\_\_\_ **長** お答えします。エコファーマー、いわゆる環境保全型農業につきましては、国の方で制度を作って交付金が交付をされております。それを活用して法人中山が現在取り組まれております。この法人中山につきましては、法人ということで通常の個人の農業等に求められる要件というのではないようであります。そして先程言いましたように、現在エコファーマーの育成に取り組むよりも、農業生産工程管理、いわゆるGAPを推進を県がしておりますので、そういう方向で町も取り組む必要があるのではないかというふうに考えておまして、エコファーマーについてそういった今現在、要綱もありませんし、今後作る計画はありません。以上でございます。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 堀田議員。

**6 番 堀 田** 次に6番目に行きます。水田農業辺りは大変厳しいものがあるわけですが、確かに東部地域みたいにある程度区画整理をされた水田が広まっているところは裏作とか、いろいろなことができるわけですね。ただ、中山間地域になると耕地が狭い関係でなかなか耕畜連携とか、あるいは大豆を一括してするとか、小麦を作ろうとかというのがなかなか難しい面があります。やっぱりその中で、今から水田農業をどうしていくのかっていうのがちょっと難しい問題だろうと思いますが、私も農業をしてまして、なかなか大変でございます。それで、確かに大麦とか小麦、大麦ですかね、大麦辺りを作るとある程度の収量があると結構なお金になるような話を聞いてますが、そういった地区がないわけですね、川

棚はもう、五反田地区、それから中山地区、岩立くらいまでしかそういった裏作辺りをしていこうというのがなかなかありません。それで、ちょっと新聞記事を見たんですけど、大麦の栽培が用途ではビール用で70%、それから焼酎用で19%ですね。あとは押し麦にして麦味噌の用途が大麦でございます。ただ、これに最近餅麦というふうな大麦の品種がございませぬ。もち麦というのは押し麦に加工をせずに、そのままの状態です。炊いて炊くという品物です。もちもちしていて、粘りがあって食感が良くて、冷めてもおいしいということで、朝食でパンを食べていらっしゃる方がそちらの方に米を混ぜてですね、麦ご飯に変えたという家庭もあって、米の消費拡大につながるのではないかとこのように言われております。そういった中で、今、川棚町は小麦の生産をされておりますけど、これを大麦に変えてそういったアピールをするような方策辺りはできないのでしょうか。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 町長。

**町** \_\_\_\_\_ **長** お答えします。もち麦ということは私は全く知識がありませんので、今の質問に対して答えることができません。もち麦で何で米の消費拡大になるのかなど、ちょっと想像がつかないんです。もし何かわかっていけば担当課長の方で答弁させます。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 農林水産課長。

**農林水産課長** お答えいたします。今、私の方もですね、もち麦というところのですね、情報を持っておりません。申し訳ありません。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 堀田議員。

**6 番 堀 田** すみません、新聞の切り抜きで慌てて知って、これがいいんじゃないかと思ってちょっと提案したわけです。ほとんどの大麦が輸入中心なんですね、それで、このもち麦というのはもち性大麦といたしまして、もちのような食感がございます。普通の大麦の場合は、押しつぶして加工をしてから麦ご飯として米に混ぜて炊くわけですね、しかし、このもち麦というのは、そのままの状態です。米と一緒に炊飯をして麦ご飯ということでおいしいんだそうです。そういうことで、こういったものを推進をしていけばいくらかの売上増につながっていくんじゃないかと思っておりますけど、ただ、それを生産する地域があるかどうかですね。その辺がちょっと課題に

なってくるかと思えますけど。そういうものです。

**議 長** 町長。

**町 長** もち米のような食感がある小麦ということですね。大麦ですね。はい、わかりました。なぜその栽培を推進することによって米の消費拡大につながるんですか。そこら辺をもう一度ご質問をお願いします。

**議 長** 堀田議員。

**6 番 堀 田** 麦ご飯としてですね、米の中に、普通米だけで炊き、白米としてしますが、その中にもち麦を入れるわけですね。そうすると、パンよりもおいしい食感が得られるということで、パン食であったのがご飯の方に移行をされて、米の消費がつながるといふような考え方です。

**議 長** 町長。

**町 長** わかりました。もち麦が食感がいいということで、それがもち麦の消費拡大にはつながりますが、米の消費拡大につながるとは私はあまり思いません。だから、答弁のしようがありません。以上でございます。

**議 長** 堀田議員。

**6 番 堀 田** そうですね、私としてはパン食の方が朝食辺りを食べると、今までパン食であった方が日本全国でそういった米の方に、麦ご飯の方にちょっとでも変えていただければいくらかの消費の拡大につながるんじゃないかと思ったわけですね。だからですね、ただの白米、要するに健康志向が今あるわけですね。そうすると、やはり大麦辺りを食べると健康にいいとか、ダイエット効果があるとか、そういったことが言われているわけですね。確かに昔の、私達の小さい頃は麦ご飯を食べていましたけど、おいしくありませんでした。しかし、今のこういったもち性大麦というのは、大変食感がいいんだそうです。

**議 長** 堀田議員、議論のかみ合う質問をしてください。

**6 番 堀 田** はい、わかりました。じゃあ、その話はちょっと終わります。やはりこの水田農業はですね、裏作をして、本当の稲を作って裏作をして農家の手取りが増えてくるわけですね。そうすると、やはり今、大面積を作っている方は、WCSって飼料用米にほとんどの方が変えられております。そういう中で、あれが10アールあたり8万円の補助金



が出ます。やはりそれを皆さんがしていけばいいんですけど、それを回収する、やはり繁殖牛の方がいらっしゃらないとなかなか進んで行かないわけですね、そうするとやっぱり米の直接支払交付金も平成30年には終わりになります。そうすると収入もいくらかやっぱり減少をしてみります。それでやっぱり本町で何らかの対策を考えてくださいといっても、最終的に助成金になるわけですけど、なかなか本町の財政状況は厳しゅうございます。そういった中で助成金を、何らかの方法で助成金を出すという検討はされたんでしょうか。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 町長。

**町** \_\_\_\_\_ **長** お答えします。議員がおっしゃったように、まず表作に水稻栽培をして、そして裏作に麦とか大豆とかそういったものを作ると。それによって農家は収益が上がるんだと。ここまではわかるんですね。ここまではわかります。しかし、その後の繁殖牛農家がいなければそれもできませんしというようなご発言、それからその後のことについては全く理解ができません。それで、検討されたんですかということに対しても、そういった検討はしておりません。いわゆる助成制度ですね、はしておりません。以上でございます。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 堀田議員。

**6 番 堀 田** 飼料米のですね、WCSって言いますが、これは繁殖農家の方がやっぱり中心になって回収をしていただけるわけですね、契約をお互いがしまして。そして肥育農家の方はやはりそういった青物辺りはあまり食べさせませんので、あまりこうしないんですけど、繁殖農家の方がいっぱいいらっしゃるとそういったことがいっぱいできるんですけど、なかなかやはり広いところを、機械を使いますので、広いところが水田が必要になるわけですね。だから狭いところで裏作をといても、なかなかWCS辺りはなかなかできていかないという現状があるわけですね。やはり本来ならば農業者としても、儲かる農業をしていかんばいかなだろうと思うているわけですけど、なかなか儲かる農業というのがなかなか見えてこないわけですね。だから町として、今から儲かる農業を推進するためにどういう方策があるのかですね、もし考えてあるようでしたら聞かせていただければと思いますけど。

議 長 町長。

町 長 だんだん質問が難しくなりました、答えることについても苦慮しております。その中でですね、いわゆる繁殖農家とのいわゆる耕畜連携、これについては川棚町は肥育農家もたくさんありまして、この耕畜連携は川棚町の農業振興の鍵だというふうに思っておりますので、そのための、いわゆるそれをつなぐ広域農道の、基幹農道の建設についても努力をしているわけでございます。そういったことで、耕畜連携については積極的に進めていきたいと思っております。そして、再三、議員は農業は儲からないというふうな話をされておりますが、冒頭申し上げましたように川棚町におきましては、これはここ数年長崎県全体で言えることなんですけど、農業出荷額は確実に増えてきております。川棚町におきましても所得額が昨年度よりも今年度増加しております、そして、その所得農家もですね、数が増えてきております。そういった状況でありますので、あんまり農家は儲からん、儲からんという議員の発言もどうかと思っております。以上でございます。

議 長 堀田議員。

6 番 堀 田 確かに儲かる人もいらっしゃいます。

議 長 簡明に願います。

6 番 堀 田 そういうことですね。これから本町の農業がですね、いい方向に行くような施策をお願いいたしまして、私の一般質問を終わります。

( 1 5 : 0 1 )

議 長 ここでしばらく休憩をいたします。

( 1 5 : 0 1 )

(…休 憩…)

( 1 5 : 1 0 )

議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議 長 次に、高以良壽人議員。

1 0 番高以良 議席番号 1 0 番、高以良です。戦争遺構の観光資源としての活用について及び特攻艇「震洋」復元模型の保管・展示についての 2 問について質問をいたします。

申し訳ありませんが質問に入ります前にですね、通告文の中の字句の訂正

をさせていただきたいと思います。13ページの1問目の②のところですが、②の2行目、最初の方に「戦争遺構」の部分がありますが、ここを「戦争遺跡」ということに訂正をお願いします。それから同じくこの項目の下から3行目、右の方に同じく「戦争遺構」というのがありますが、ここを「戦争遺跡」ということで訂正をお願いいたします。

それでは1問目の戦争遺構の観光資源としての活用について質問をいたします。町内には、片島の魚雷発射試験場跡、新谷の魚雷艇訓練所跡、石木の海軍工廠地下トンネル工場跡など、多くの戦争遺構が残されています。これまでの一般質問でも度々取り上げられていますように、この戦争遺構を平和教育のための生きた教材として保存・活用していくことはもちろん大切なことではありますが、更に観光資源として捉えて、町の活性化のために有効に活用していくことも大切なことであると考えます。そこで、観光資源としての活用に関して次の2点について尋ねます。

1つ目、旅行会社やバス会社に対して、川棚町内の戦争遺構と佐世保市内の戦争遺構とを組み合わせた見学コースを設けて、旅行者への紹介や募集などをしてもらおうよう働きかける考えはないか尋ねます。

2つ目、町内の戦争遺構については、町のホームページでも紹介されていますが、ホームページ上の「戦争遺跡」の項目に掲載されているのは「特攻殉国の碑」のみで、その外には「魚雷艇訓練所跡」「海軍資材倉庫」「海軍工廠跡」「魚雷発射試験場跡」が「観光マップ」の中の「知る・学ぶ」という項目の中に掲載されています。せっかく「戦争遺跡」という項目がありますので、「トンネル工場跡」など掲載する戦争遺構の数を増やすとともに、「戦争遺跡」の中でまとめて見ることができるように掲載の仕方を工夫する必要があるのではないかと思いますがいかがでしょうか。また、主な戦争遺構については、静止画のみではなく、動画でも紹介する考えはないか尋ねます。

次に2問目の、特攻艇「震洋」復元模型の保管・展示について質問します。なお、この質問の中で特攻殉国の碑保存会という言葉を使いますが、この保存会というのは自治会としての新谷郷と同じものでありますので申し添えておきます。

町の郷土資料館には、太平洋戦争末期に旧日本海軍が兵器として開発した

水上特攻艇「震洋」の実物大の復元模型が保管・展示されています。この復元模型は平成27年に東京のテレビ局が戦後70年の企画として番組収録のため製作したもので、収録後に特攻殉国の碑保存会に寄贈されたものですが、保存会が特攻殉国の碑の敷地内に設けている資料館には保管するためのスペースがなかったため、やむを得ず町にお願いをされて、町の郷土資料館での保管・展示をしていただくことになったという経緯があります。しかし、特攻殉国の碑保存会としては、町にお願いはしたものの、この復元模型をぜひ特攻殉国の碑資料館の近くで保管・展示したいとの意向があるようであり、また、保存会には外部の皆さんからも、特攻殉国の碑の近くで展示した方がいいのではないかとの声も多数寄せられているようであります。保存会としてはできることなら資料館に隣接する形で保管・展示するための場所を確保したいとの意向はあるものの、新たに建物を建てるための資金について目途が立たないことなどから、具体的な検討をするまでには至っていないようであります。そこで先の大戦において国家の危機を救うため、若くして特攻艇に身を託し、わが身を顧みずに祖国日本の安泰を願い、愛する家族を案じながら戦場に散華された隊員の皆さん達を偲ぶ場所として、最もふさわしいと思われる特攻殉国の碑の近くでこの「震洋」の復元模型を保管・展示することとして、そのための建物を建設する費用に対して助成する考えはないか尋ねます。以上です。

**議** 長 町長。

**町** 長 高以良議員の、戦争遺構の観光資源としての活用についてのご質問にお答えいたします。町内の戦争遺構につきましては、第5次川棚町総合計画後期基本計画の4章第3節観光の振興において、魚雷発射試験場跡など、戦時中の遺構を観光資源として捉え、活用を検討することとしているところであります。また、平成27年度予算審査特別委員会の委員長報告において、地域づくりの一環として片島公園と大崎観光とリンクした取り組みをとのご提言もいただいておりますので、平成28年度に着手した「かわたな発見・巡る旅整備プロジェクト事業」において、町内の戦争遺構や大崎観光などを相互に連携し、地域経済への波及効果を高めるため、町内の既存観光施設の磨き上げや、戦争遺構の整備、ボランティアガイド育成など、旅行者の受け入れ環境の整備を中心に進めてきているとこ

ろであります。したがいまして、ご質問の川棚町と佐世保市との戦争遺構の組み合わせで旅行会社への働きかけをしてはどうかということにつきましては、まずは町内の戦争遺構と大崎観光などを連携したコースなどを働きかけていきたいと、このように考えております。町外の観光施設との連携につきましては、長崎県や長崎県北観光協議会などにおいて、各市町の観光施設を連携した、広域周遊観光にかかる取り組みを進めていただいているところでありますので、本町の戦争遺構なども取り上げていただくよう、引き続き要望をしていきたいと考えております。

続きまして、②の町のホームページに関するご質問についてお答えいたします。ご質問の町のホームページは、川棚町観光ガイドのことと拝察いたしますが、内容を確認したところ、議員のご指摘のとおり、トップページの「戦争遺構」の項目では「特攻殉国の碑」しか表示されず、川棚町の戦争遺構を紹介するにはいささか内容が不足しているようであります。そのように私も感じております。つきましては、議員からのご提言を参考に、川棚町観光ガイドの見直しを今後行っていきたいと考えております。また、川棚町観光ガイドに動画を掲載することについては、静止画に比べて非常に効果的であるというふうに考えておりますが、もととなる動画の作成が課題と考えておりますので、今後研究していきたいと考えております。

次の、特攻艇「震洋」復元模型の保管・展示についてにつきましては、これは資料館ということでありますので、教育長に答弁をしていただきます。

以上でございます。

**議 長** 教育長。

**教 育 長** 「震洋」についてのご質問にお答えします。現在、郷土資料館に展示されている水上特攻艇「震洋」の実物大の復元模型は、議員も言われたように、平成27年に戦後70年を記念して、株式会社日本テレビが復元し、航走の様子を収録後、西海市亀岳の個人宅の庭に置かれてあったものを、川棚町に移送されてきたと聞いています。復元された「震洋」は設計図をもとに作られ、実物に限りなく近いもので、当時の悲惨な戦争を伝える資料として、とても貴重であると認識しています。

川棚町としましても、貴重な資料を保管し、伝えていくことはとても有意義と考えていますが、保管・展示となると「震洋」は全長5.4メート

ル、幅が約2メートルあり、展示できる建物となるとかなりの大きさを要するものと考えます。建設費用につきましても、かなりの額がかかるのではないかとおられます。財源について、いろいろ研究しているところですが、今のところ助成の財源が見つかっておらず、厳しい財源状況から町単独での助成も難しいと考えております。以上で答弁とさせていただきます。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 高以良議員。

**10番高以良** まず1問目ですが、①の方ですが、まずは片島と大崎をリンクさせたコースなどについての働きかけをしていきたいということだったと思いますが、これは質問をしていますように、旅行会社とかバス会社に対しての働きかけをしていきたいということなのか、そこをまず確認をしたいと思います。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 町長。

**町** \_\_\_\_\_ **長** 具体的に担当課長の方から答弁をさせます。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 地域政策課長。

**地域政策課長** 具体的にどこに宣伝等打っていくかという話でございますが、旅行会社等にですね、旅行会社にまずは宣伝を打ってほしいというふうに考えております。以上でございます。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 高以良議員。

**10番高以良** 旅行会社にしていただくことも結構なことだと思いますが、バス会社も含めてですね、近くにも民間のバス会社などもありますので、そこら辺にも話をさせていただければ更に働きかけの効果というものも上がるんじゃないかなと思いますが、そこら辺についての考えはどうなんでしょう。そこは考えていないということなのかどうか。そこも場合によっては考えていきたいということなのか。そこら辺はどうなんでしょう。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 町長。

**町** \_\_\_\_\_ **長** お答えいたします。まずはバス会社に働きかけるという前に、見学コースをどのように設けるか、そういったことをプランを立ててからでなければ、バス会社にも働きかけはできないわけでありまして、議員が質問されているのは、その佐世保市の戦争遺構と川棚町の遺構を組み合わせた形でのコースを作って、その上にバス会社に働きかけをしては

どうかというご質問でありますので、先程そういう答弁をしたわけであり  
ます。以上でございます。

**議** 長 高以良議員。

**10番高以良** 私が提案したいと思っているのはですね、コースの設定も含  
めて、町の方である程度の案を作ることも必要なんでしょうけども、佐世  
保市の遺構も含めたところで旅行会社、あるいはバス会社と協議をしながら  
川棚町内のコースがこういうものがあるので、佐世保市と組み合わせた  
ものを会社の方でも考えてもらうという形での働きかけをした方がいいん  
じゃないかなというふうに思って質問しているわけですが、そこについて  
はどのようにお考えでしょうか。

**議** 長 町長。

**町** 長 はい、お答えします。まずバス会社というのも色々ありまし  
て、そういった旅行プランを提案するということになりますと、いわゆる  
商行為として地元だから地元の旅行会社にというわけにはいかない場合も  
ありますけれども、せっきく地元にありますので、そういった資源を活用  
するということは、これは有効な手立てであるところのように思いますの  
で、今、議員がご提言されたようなことについては、今後検討していきたい  
、このように考えます。以上でございます。

**議** 長 高以良議員。

**10番高以良** そういうことでお願いをしたいと思いますが、まず働きかけ  
をする場合にですね、例えば見るところということだけで、遺構の場所だ  
けを紹介するというのではなくて、例えば町内で食事とか休憩ができる  
場所とか、お土産を買うことのできる店なども併せて、こういう所もあり  
ますというような紹介も含めて働きかけをするということもいいことでは  
ないかと思いますが、そこら辺についてはどのようにお考えでしょうか。

**議** 長 町長。

**町** 長 それは当然のことです。以上でございます。

**議** 長 高以良議員。

**10番高以良** よろしく申し上げます。それからですね、通告文には触れて  
ないので答えができないと言われればやむを得ませんが、県の観光振興課  
が掲載をしています長崎旅ネットというものがあって、旅行のいろんなモ

デルコースが紹介をされていますけれども、戦争遺構を見て回るようなコースとしては紹介をされているものはないんじゃないかなというふうに思っています。そこで最初に触れましたけども、通告文では触れていませんが、戦争遺構巡りというようなもののコースを設けて、この長崎旅ネットの中で紹介をしてもらうように、県に、これは県に要望とかしていくことはできないかお尋ねします。

**議** 長 町長。

**町** 長 はい、お答えします。今、長崎県で一番話題になっておりますのが、長崎と天草地方の潜伏キリシタンの関連遺産、これを世界遺産に登録をしようと、そういった動きが盛んに行われております。そういった中で、川棚町も全く関係ないわけではありませんけれど、意外とそういった協議の中では蚊帳の外であります。しかし、この戦争遺構につきましては、長崎県の中でも例えば魚雷発射試験場跡地は防衛遺跡として捉えています。したがって、そういった戦争遺構をですね、巡る、そういったメニューを作って紹介するという事は、私は川棚町でも必要ですし、長崎県にとりましてもそういったことは観光振興の1つになるというふうに思っていますので、以前からそういった話は担当部長辺りとは議論をしているところであります。今後も努力をしてまいります。以上でございます。

**議** 長 高以良議員。

**10番高以良** 次に、ホームページの掲載の工夫については、動画の作成も含めて研究をしたいということだったと思いますので、これ以上言うことはない、質問することはないかと思えます。見やすく興味を持ってもらえるようなホームページにしてもらえるようお願いをしたいと思います。

次に、2問目の特攻艇「震洋」復元模型の保管についてということですが、教育長の答弁では建設には多額の費用がかかると思われるので、現時点では財源の確保が難しいと判断しているというようなことだったと思います。ただですね、全額を町にお願いができるならそれが一番いいことだと、地元にとってはいいことだと思うわけですが、保存会の方でもできる部分はしてもいいというふうに考えておられるのではないかなというふうに思います。不足分を、保存会でできない部分を町にお願いをして、町が対応しても



らえればそれでもいいのかなというふうなことも考えたりしますが、そこら辺については検討の余地があるのかないのかお尋ねします。

**議** 長 教育長。

**教** 育 長 教育委員会というかですね、今、公民館の建設または修理に關しての助成というのは今現在あります。ただ、「震洋」を保管・展示するとなると、やっぱり新谷郷の公民館では遠くて、現地での保管・展示というのをお望みだと思imasuので、やっぱり公民館の、今ある財源としては、助成の財源としてはその公民館の助成の方しかないということで、それしか今、教育委員会としてはつけていませんので、そのほかについては、助成できないというお答えしかできない。

**議** 長 高以良議員。

**10番高以良** 現時点での予算については言われることはわかりますが、今後、来年度以降のことで結構だと思うんですが、予算を確保するということについての努力をしてもらえる余地があるのかどうか、そこら辺をお尋ねします。

**議** 長 教育長。

**教** 育 長 現在のところ考えてはおりません。

**議** 長 町長。

**町** 長 高以良議員のおっしゃることはよく私も理解をいたしております。ただ、これはあくまでも保存会の施設でありまして、そして保存会が今後どのようにしたいと思っらっしゃるのか、具体的なプロセスがあつて、そして方向性が決まった時点でご相談があれば対応も、それなりの対応もできると思うんですけど、いきなり議会で何かもし保存会がそういったことに取り組めば助成をしますかというようなことを言われても、それは教育長としては当然ああいう答弁しかできないと思imasu。もう少しゆるい地元、保存会と十分議論をされて、そして計画性を持ってそういったご提言をしていただければ大変ありがたいと思imasu。以上でございます。

**議** 長 高以良議員。

**10番高以良** 町長が言われることもわかります。ただ、検討するにしても今の保存会の方の力として、町の支援がないことにはちょっと実現の見込

みが難しいと判断されているんだろうと思います。そこで、まずはそこら辺を町の方が支援をしていただくと、町の方に支援をしていただくということであれば、今後具体的に検討が進んで行くのではないかなというふうに思って質問をしたわけですが、今の町長の答弁ではある程度の計画を練って町に相談をするなら、町としての支援を考えられないことはないというふうに理解をされているのか、そこをお尋ねします。

**議**            **長** 町長。

**町**            **長** そうじゃなくして、具体的な保存会の意見調整もなしにいきなり高以良議員が財源について町に求めるというのが、そういったことがどういうことだろうかというふうなことを申し上げておりました、今から保存会が議論されて、計画書を作って要望すれば町が対応できると、そういった意味の答弁はいたしておりません。そもそも保存会はですね、1つ残念だったのは、あの今の資料館は本当に立派なものできております。

その後この「震洋」が出てきたものだから、どこに保存しようかということになって、やむなく資料館に保管をしておりますけれども、基本的にはやはり保存会の皆さん方がおっしゃっているようにあそこに、地元ですね、あその資料館に一体的に置いた方が一番いいと思います。だから、ただその資料館を作った際にですね、残念ながら行政に一言も相談がなかったのではないかと思います、私もあら、いつの間にか立派な資料館ができているなということ初めて知ったんですけど、あれはいつできたんでしょうかね。そういうことで、今後については新たな「震洋」の保管場所という新たな問題が出てまいりましたので、十分保存会がどのように今後していきたいのか、そういったものの地元での議論が必要ではないでしょうかと、こう申し上げているわけでありませう。

**議**            **長** 高以良議員。

**10番高以良** 今現在ある資料館についてはですね、平成24年の4月に完成をしています。ただ、その時はですね、当初の特攻殉国の碑保存会、西村さんと言われる方が、事務局をされていた方、おられた当時の保存会の手持ちの資金もあって、それを使って、若干新谷の負担もいくらかは結果的に新谷郷の負担もあることはあるんですが、資金的にはそこら辺で対応ができたということで、それと、いろんな理由で急いで資料館を作らなけ

ればならない理由があったようで、町に相談する時間的な余裕もなかったということからそのまま保存会の方で作られたというような経過になっているものと私は理解をしています。町長としても特攻殉国の碑の近くに保存することが一番いいというふうに思っているというようなことでありますので、今後ですね、保存会の方でどういうふうにしていくのかということとは、私の方からも保存会の方に働きかけをしながら話が進めて行くようにしてみたいというふうに思っています。

それから質問ですが、お尋ねですが、そういういろんな話し合いをする時にですね、これは仮定の話ということになるわけですが、その話し合い、保存会の方から、話し合いの方に、先程質問もありました地域担当職員にも出席をしてもらいながら、そういう話を進めたいというような意向があったとすれば、地域担当職員の派遣とか相談に乗ってもらおうということは可能なのかどうかお尋ねをします。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 町長。

**町** \_\_\_\_\_ **長** 仮定の話でありますので、特に現時点、そういった状況になってから判断をしたいと思います。今、それに対してどうこうするという答弁は差し控えたいと思います。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 高以良議員。

**10番高以良** 今日の質問の結果を保存会の方にも伝えてですね、今後のことについて話を進めてもらうように、私の方からも働きかけをしていきたいと思いますので、相談があった時には町としても最大限の支援をお願いしたいというふうに思います。よろしく申し上げます。以上で終わります。

( 1 5 : 4 1 )

**議** \_\_\_\_\_ **長** 次に、小谷龍一郎議員。

**9番小谷** 議席番号9番、小谷龍一郎です。2項目について町長あてに質問いたします。

まず1項目目、9月に移設予定のサルビア保育園近辺の道路について質問いたします。現在、日本ハム工場裏に移設される予定であるサルビア保育園の工事が行われていますが、近辺の道路幅が狭く、日本ハム工場の社員駐車場と隣接しているため、送迎時間の事故等の危険性が懸念されております。

このことについて、以下の4点をお尋ねします。

①移設に伴い、事前に安全対策等を検討しているのか。

②保育園への進入道路は2ヶ所あるが、どちらも町道であり、道幅がそれほど広くないため離合の危険がある。拡幅する考えはないかどうか。

③日本ハムの社員駐車場と隣接しているため、朝と夕方に子どもの送迎時間と社員の通勤時間が重なって危険であると思われます。時間帯を区切って一方通行にするなどの対策は取れないか。

④ファミリーマート付近に、国道側から歩行者用の踏切がありますが、車が通れるように拡幅できないか。

次に、2項目目です。町営住宅の募集について質問いたします。

現在、町営住宅の募集は年に2、3回に分けて行われているようですが、居住者の退去時期や、応募者の住居探しの時期はそれぞれであると思われます。退去後の修繕・改修の工事等にかかる時間は必要だと思いますが、この時間と合わせて退去されたあと、随時募集をかけることはできないか。この2項目についてお尋ねします。

**議 長** ここで時間延長をいたします。

(15:43)

**議 長** 町長。

**町 長** 小谷議員の質問にお答えします。ただいま2項目に渡って質問がありましたので、まず、1番目の9月に移設予定のサルビア保育園周辺の道路についてのご質問にお答えいたします。議員からは4点の質問をいただきましたので、まず①の移設に伴い事前に安全対策を検討したのかということについてであります。サルビア保育園の建設計画は川棚町開発行為指導要綱に該当する計画でありましたので、要綱に基づき関係各課との意見調整を行っておりますが、道路管理上の安全対策については開発指導要綱に規定がないことから、事前の検討はいたしておりません。なお、関係各課の意見には保育園建設について地元住民とのトラブルがないように調整を行うこととありましたので、開発協定書の指示書として、保育園側には指示をしたところであります。

②の道路拡幅の考えはないかについてであります。保育園開園に伴い交通量がどの程度増加し、危険性が伴うかなど今後の通行状況を確認しなが

ら、道路の安全管理上必要と判断した場合には、その対策について検討したいと考えているところであります。

③の時間帯を区切って一方通行にするなどの対策が取れないかについてですが、一方通行の規制は、これは公安委員会で設定されるものであります。そこで川棚警察署へ問い合わせたところ、関係する地域住民、企業、土地所有者などの大方の同意が得られないと規制はできない。また、一方通行区間は許可による逆走も認められない。緊急車両も規制に従うこととなるなど、その規制には大きな課題があるようでございます。したがって、町として一方通行の規制に関しては公安委員会へ要望することは考えておりません。

④のファミリーマート付近に国道側から車が通れるように拡幅はできないかについてですが、議員ご質問の場所は数石踏切と理解をしておりますが、国道からの進入に関して踏切の停止線までの距離がわずか3メートルぐらいしかありませんので、普通車などは国道から安全に停止できる距離を確保することができない状況であります。したがって、道路の拡幅を含めた踏切の拡幅については考えておりません。

次に2番目の町営住宅の募集についてのご質問にお答えいたします。議員からは随時募集することはできないかのご質問であります。町営住宅の募集はこれまでも、空き家の状況に応じて年2回から3回随時に募集しているところであり、今後も同様に対応していく考えであります。なお、特定公共賃貸住宅につきましても、空き家戸数の状況によりませんが、随時募集としているところであります。以上、答弁いたします。

**議 長** 小谷議員。

**9 番 小 谷** 答弁いただきましたので、再質問に入らせていただきます。

1問目のサルビア保育園近辺の件からですが、まず、1問目といたしますか①ですね、安全対策を検討したのかという質問に対して、道路に関しては行ってないということでありましたが、毎年小中学校の通学路に関しては危険箇所等確認をされて、安全対策をされているかと思っておりますけれども、保育園やこども園の通園路に関してもそのような危険箇所等の検討はされているのでしょうか。

**議 長** 町長。

町長 通告にありませんでしたので、私の方では準備をしております。保育園の担当課長がもしわかっておれば答弁をさせます。

議長 住民福祉課長。

住民福祉課長 はい、ただいまのご質問についてお答えいたします。保育所、あるいは認定こども園等の所管としまして、住民福祉課の子育て支援係の方で所管しておりますが、そのほとんどが登園、退園につきましては保護者のお迎え等があるかと思imasので、特段通園路というような形での点検というようなことは今、現状行っていないところでございます。以上です。

議長 小谷議員。

9 番 小谷 今回、このサルビア保育園近辺の道路を出しましたのは、ここが工場の方の社員駐車場と隣接しているということが、まず他の保育園と違うところでありまして、時間帯が出勤の時間帯と重なるということですね、その時間帯と重なることがありますので、やはり交通量がその時間帯だけ一気に増えてしまうという可能性が考えられますので、ここを出させていただきました。他の保育園等でも危険な箇所があるかと思imasけれども、今後そのような、この送り迎えというのは確かに今、答弁がありましたように、だいたい保護者の車で送り迎えというのが多いですけれども、車での事故というのもたびたび耳にすることがあります。ですので、歩いて行くので危険箇所があるとかだけではなく、やはり車で送り迎えするのに関しましても交通事故等危険があるかと思imasので、できればそこら辺のチェックもしていただきたいと思imasますが、今後の検討課題としては考えていただけないでしょうか。

議長 町長。

町長 小谷議員の質問の主旨はわかるんですが、例えば町の施設を町が設置する場合には、いろんなことを考えて計画を立てて設置をします。今回は民間施設が設置されようとしております。ちょっと小谷議員の姿勢、立場、ちょっとよくわかりませんが、ご心配されていることはわかります。したがって、先程壇上で答弁したように、開発規制の許可をする場合の要綱にはそういったものが定めていないので、特段道路のことについては触れておりません。今後新たに設置されて、その後の状況を見て

そして、どのように対応すればいいのかということに町の立場としてはなろうかと思えます。したがって、そこに保育園が設置されるので、町が先に道路を整備しましょうとか、ということには一般的にはならないと。したがって、今後どういう利用の形態になるのか、実態を見ながらそれに対応していきたいとこのように考えております。以上でございます。

**議** 長 小谷議員。

**9 番 小 谷** 今後の状況を見ながらということですので、次の②の質問ですけれども、道路の拡幅というのはやはり難しいと思えますので、先程、答弁がありましたとおり、これに関しても今後の通行状況を見ながらということになるかと私も考えておりました。ですので、③の一方通行に関してですけれども、先程、答弁がありましたとおりこちらは公安委員会の方になりますので、所管が警察署等になってくるかと思えます。スクールゾーンとかの設置の場合、地元の地域と、企業等が絡む場合は企業と、あとは警察署と一緒にになって協議をしてから決めていくということになっていくように思えますけれども、保育園の方の園長先生等とかともお話をしたんですけれども、やはり職員の方や保護者の方とできればどっちか一方の方向から出入りをするようにせんばいかんといけんかなということではおられるようです。そこら辺考えておられるようですので、そこら辺の協議がもしあるかとしたら、やはり地元の行政も混ざって協議をするようになっているようですので、そこら辺の協議があった場合は一緒に検討課題として考えていただけるのでしょうか。

**議** 長 町長。

**町** 長 担当課長に答弁させます。

**議** 長 住民福祉課長。

**住民福祉課長** ただいまご質問いただいた件でございますが、2月に地鎮祭がありまして、現場で園長先生とお話しをする機会がございました。その折にですね、近隣の工場の方からもいく分、朝の通勤時間の交通に関して懸念されているような事柄があるというようなことも聞いておりましたので、その折にですね、園長先生とお話をさせていただきまして、一方通行ですね、お迎え、送迎をですね、行うような形で、園としての保護者のお迎え、送迎のルールをですね、作って周知をしていくようなことはどう

かというようなお話もしております。そして、地元の方にもですね、お知らせをして、周知を図るようなことを事前にやはり必要ではないかというようなことは話をしたところです。以上でございます。

**議**            **長** 小谷議員。

**9 番 小 谷** そのような話も出ているようですので、法的に一方通行にしてしまうというものは確かに難しい部分があるかということできっき答弁がありましたけども、スクールゾーン等の看板の設置であったり、そういうものが検討できればしていただきたいと、後々設置されてからですね、してもらえればと思います。

次に2問目の方に行かせていただきます。町営住宅の件ですけれども、現在、空き部屋の募集は随時行われているという答弁でしたけれども、私が申しております随時というのは、例えば賃貸業者さんでしたら、例えば退去の日が決まったらですね、すぐ次の入居者の募集をかけて退去したあとの改修、終わったらすぐ次の方が入るような形なんですけれども、そのような形が取れないかということでご質問いたしました。このような形は取れないでしょうか。

**議**            **長** 町長。

**町**            **長** 町の場合は民間と違って、募集をし、そして実態調査をし、そして選考委員会にかけて入居者を決めるという、そういった事務的な一定の作業がありますので、議員がおっしゃるような民間の場合と同様に進めるということは極めて困難ではないかと。そういった中で年3回実施しておりますので、それ以上というのは事務的に難しいのではないかとこのように思います。以上でございます。

**議**            **長** 小谷議員。

**9 番 小 谷** 事務的な部分と改修工事というのは同時進行しようと思えばできるかと思うんですけれども、やはり何軒かまとめてということが好ましいということで、まとめてという形になるのでしょうか。これは1軒、1軒というのはやはり難しい手続きなんではないでしょうか。

**議**            **長** 町長。

**町**            **長** 担当課長に答弁をさせます。それからさっき議員が一番最後に、一方通行は難しいかもしれないけど、スクールゾーンの看板なども建



ててもらいたいという話がありましたけど、保育園と学校とは違いますので、スクールゾーンの看板は設置することはできません。以上でございます。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 建設課長。

**建設課長** それでは小谷議員の1軒ずつの募集ができないかというご質問にお答えをいたします。町営住宅はご存じのとおり現在空き戸数に応じて随時募集をさせていただいているところではありますが、退去者の状況によってその退去日ごとに空き戸数になるわけですが、まず募集をかける場合には町の広報、あるいはホームページ等でお知らせをしております。随時空き戸数の情報をリアルタイムに提供するとなりますと、ホームページでの掲載しかできなくなります。そうした時には、ホームページを見れない方々にとっては募集を知る機会がなくなりますので、不利益をかけるということになります。そういう考えのもとに、1戸1戸の空き状況に応じての随時募集というのは現在考えていないということでございます。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 小谷議員。

**9番小谷** ホームページ等でしか掲載できないということですが、広報は毎月出てるわけですし、月単位で区切った募集というもので考えると、広報にも載せることはできると思いますが、その点はどうか。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 町長。

**町** \_\_\_\_\_ **長** 建設課長に答弁させます。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 建設課長。

**建設課長** それではお答えいたします。現在の募集にかかる期間についてまずお知らせをしたいと思います。基本的に募集期間が約3週間程度行っております。その後、実態調査が2週間程度、書類整理に1週間、その後に選考委員会の開催、入居者説明会を経て、修繕期間が約2から3週間ということで、募集をしてから入居できるまでが約2ヶ月から3ヶ月弱の期間が現在必要となっております。その意味からしますと、年間3回程度が事務的にもぎりぎりの募集期間ということになっておりますので、確かに毎月の募集は可能ではありますが、記事掲載の関係もありますので、な

かなか毎月募集ということは、現在担当としては考えていないところであります。以上です。

議 長 小谷議員。

9 番 小 谷 わかりました。これで質問を終わります。

( 1 6 : 0 4 )

議 長 以上をもちまして、本日の日程は全部終了をいたしました。

本日はこれにて散会といたします。ご起立願います。お疲れ様でした。

( 1 6 : 0 4 )

地方自治法第123条第2項の規定により、署名する。

川棚町議会議長 初手安幸

会議録署名議員 小谷龍一郎

会議録署名議員 高以良壽人